

公益財団法人 トヨタ財団

2012 年度アジア隣人プログラム特別企画「未来への展望」助成事業
最終報告書

森林の未来への展望

～東南アジアの熱帯林の 未来に向けた提言～

国際環境 NGO FoE Japan

平成 26 年(2014 年)1 月

はじめに

なぜ熱帯林の減少・劣化は止まらないのだろうか。なぜ森林条約は合意できないのか。国際社会は地球サミット以降、熱帯林の利用と保全との両立として、持続可能な森林経営の実現を目指し、様々な取組みを重ねてきたものの未だ道半ばである。違法伐採対策や REDD プラスといった新しい視点や枠組みでの様々な取組みが重ねられているものの、他方、森林を森林資源としてでなく土地や農地として捉える流れが押し寄せ、さらには森林を炭素として見る傾向も強くなりつつあり、マルチファンクションを有し、本来地球上の生命体にとって不可欠である森林の価値は容易に炭素や貨幣価値で計れるものではないにも関わらず、その価値は急激に画一化、陳腐化し、一層の減少・劣化の危機に直面している。

そうした熱帯林の減少・劣化を少しでも緩和、抑制の方向へ導くべく、日本の NGO も保護・保全活動を展開してきた。そうした活動は古くは 1992 年地球サミット以前にも遡るものもある。2000 年代初頭には市民や各地方自治体に対して熱帯林減少・劣化の危機を注意喚起する大規模なキャンペーンが展開され、広く一般に熱帯林問題が認知され、大きな成果をあげた。その後キャンペーンは下火になったものの、その後、森林認証制度などのツールが普及しはじめ、熱帯林の保全と利用との両立を目指すような流れに沿って、市場の視点から企業との対話を重視するようになっていった。近年は、木材や鉱物など原材料のサプライチェーン管理が本格化しつつあり、企業が NGO の知見を必要とし、NGO と企業とのコラボレーションまで見られるようになってきている。しかしながら、そうした取組みの積み重ねも熱帯林減少・劣化の流れを変えるには至っていない。

なぜ熱帯林の減少・劣化は止まらないのだろうか。本報告書『森林の未来への展望』—東南アジアの熱帯林の未来に向けた提言』は、この疑問の回答を見つけるヒントが散りばめられた唯一無二の機会となった経験交流ワークショップの成果を余すところなく盛り込んだ記録である。古くは 1980 年代から活動している古参の活動家から、活動経験がまだ 3 年に満たない若いフレッシュなスタッフまでが一同に介し、さらには、熱帯林を有する当事国である海外の NGO スタッフも交えて、縦横無尽な議論と情報交換を通して、長い歴史のある熱帯林保護・保全活動の過去の総括と未来へのバトンタッチが実現し、NGO ネットワークを強化することのできた、とても有意義で贅沢な会合であった。本企画の実現には、公益財団法人トヨタ財団の寛大な支援がなければ実現できなかった。この場を借りて深くお礼を申し上げる。

また、本企画に参加していただいた日本 NGO のみなさまには 3 日間に渡る経験交流ワークショップ、およびそのフォローとして実現したマレーシア判例ワークショップに積極的に参加いただき、日本の森林 NGO としての知見の向上、および熱帯諸国の NGO との情報共有促進に多大なる貢献をいただいた。深くお礼を申し上げる。

最後に、本稿が今後熱帯林保護・保全を志向する新しい世代の活動家にとっての過去の活動を知る入門書として、また現役の活動家にとって次の活動のヒントを見付ける資料として活用されるような機会があれば、幸いである。

目次

はじめに

第1章 熱帯林の現状	1
1.1. 熱帯林減少・劣化によりどんな影響があるのか.....	1
1.2. 日本と熱帯林減少・劣化との関係.....	1
1.3. 国際社会の熱帯林減少・劣化に対する取組み.....	2
第2章 熱帯林はなぜ減少・劣化しているのか	6
2.1. これまでの NGO の取組みー成果と総括.....	6
2.1.1. 日本の NGO の取組み.....	6
2.1.2. 海外の NGO の取組み.....	14
2.1.3. 熱帯林保全に関する環境 NGO の活動年表.....	18
2.2. 参加団体が今後重要視する活動項目／対象.....	19
2.3. 森林減少のドライバーの特定と対策.....	24
2.4. 各国ごとの熱帯林保全取組みの可能性の検討.....	26
2.5. 日本 NGO と熱帯諸国 NGO、双方の期待.....	29
2.6. 経験交流ワークショップのまとめ.....	32
2.6.1. 今後の熱帯林保全活動継続について.....	32
2.6.2. 森林減少・劣化のドライバーと参加団体の活動計画との対照表.....	33
2.6.3. 経験交流ワークショップの振り返り.....	37
2.7. 経験交流ワークショップの成果ーマレーシア判例ワークショップ.....	38
第3章 日本の森林・林業は今?	41
3.1. 日本の森林・林業の現状.....	41
3.2. 日本国内の林業振興について.....	49
3.3. 国産広葉樹資源の活用という課題.....	52
第4章 東南アジアの熱帯林の未来への展望	54
4.1. 国際的な取組みである REDD プラスは東南アジアの熱帯林を守れるか.....	54
4.2. 民間ベースの自主的な取組みは熱帯林保全に寄与できるのか.....	57
4.3. 国内の森林・林業から見える熱帯林保全のヒント.....	57
4.4. 住民主導の森林管理・利用へ.....	58

第1章 熱帯林の現状

世界の森林減少・劣化が重要な問題だと認識されて久しいが、国連食糧農業機関(FAO)の世界森林資源調査(FRA2010)によると、2001-2010年の10年間で植林等の増分を除き、年平均1,300万haの森林が依然として減少・劣化している¹。

その大きな要因として指摘されているのが、違法伐採、森林火災、自然災害などに合わせて、合法／違法に関わらず近年急速に進んでいる熱帯林から農地などへの用途転換である。それらは、小麦、トウモロコシ、大豆、サトウキビ、アブラヤシ(オイルパーム)、ジャトロファ(ヤトロファ)、そしてアカシア、ユーカリなどの早生樹木といった食用油脂、バイオ燃料(ディーゼル、エタノール)、紙・パルプ、木質建材など様々な用途で使用される商品作目のプランテーションや、石炭やレアメタルなど各種鉱物資源採掘などである。

その背景にある主な要因を幾つか挙げてみれば、(i)世界の中進国や途上国の経済発展、人口増加による油脂や紙など消費材全体の需要増大、(ii)石油代替として堅調な需要があるバイオ燃料の普及、そして(iii)そのような需要増大による需給の逼迫等による市場価格の高騰と、(iv)その動きを助長させる投機資金の流入、などである。

1.1. 熱帯林減少・劣化によりどんな影響があるのか

生物多様性の代名詞ともなっている熱帯林のその貴重性については疑う余地はないものの、そもそも熱帯林にはどんな価値があるのか、幾つか資料を参照してみる。まず「熱帯林には全生物種の半数以上が生息するともいわれており、生命体や遺伝子の宝庫で、木材生産機能、多様性保全機能、CO₂吸収蓄積機能、集水域保全機能といった機能を有している²」。また熱帯林のみの表現ではないが、「森林の持つ生態系サービスとは、基盤サービス、供給サービス、調整サービス、文化サービス、そして保全サービスの5つのカテゴリーに分類され、このうち基盤サービス、供給サービス、文化サービスの3つにおいては、森林減少と森林劣化を抑止することによる直接的な受益者が地元住民であるのに対して、調整サービスと保全サービスは地球上全ての人々に広く薄く行渡るものである³」。

これらの表現に基づく、熱帯林を失うことにより、地球規模では(i)CO₂蓄積機能や気候調整サービスを失い、地球上の生命体のすべてが存続の危機に陥る可能性があること、(ii)供給サービスを失い、熱帯林に由来する林産物や非木材林産物のみならず、地球上に存在する未知の生命体や遺伝子資源が失われ医学・医療、薬学・製薬などの分野における進歩に致命傷を与えること⁴、そして地域的には(iii)集水域保全機能など基盤サービス、供給サービス、文化サービスが失われ、地域に居住する人々の生活のみならず生命まで脅かすこととなる。したがって、熱帯林減少・劣化は私たち地球に住むすべての人々にとって大変重要な問題なのである。

1.2. 日本と熱帯林減少・劣化との関係

次に私たち日本は、熱帯林減少・劣化に対してどのように関係しているのか、市場の観点から見ていく。日本が輸入している熱帯林に由来する主な貿易品目は、木材・木材製品、紙製品、パーム油／核油、石炭、レアメタルなどが挙げられるが、これらは前述の熱帯林減少・劣化の要因となるプランテーションなどで生産される原料に由来する商品とほぼ一致している。以下、それぞれの貿易品目に関して概観してみる。

木材・木材製品、紙製品

平成 24 年度林業白書によると、日本の木材自給率は 26.6%で、依然国内で供給される木質原料の 73.4%を海外から輸入している。そのうち熱帯木材の主要生産地域である南米、アフリカ、アジア地域の輸入状況を見てみる。

南米ではチリ材が顕著で全体の輸入量の 7.2%を占め、その内訳はパルプ・チップ 89%、製材 11%となっているが、その多くは植林木である。したがってその輸入が植林地拡大の誘因となり間接的に熱帯林減少に影響を及ぼすことはあろうが、直接的な影響は小さいと考えられる。

アフリカからは天然木化粧単板、床材、造作材、家具材などとして利用される天然木丸太や製材が輸入されているが、その輸入量は少なく丸太、製材ともそれぞれの総輸入量の 1%に満たない。アフリカからの輸入量で多いのは南アフリカのパルプ・チップで、総木材チップ輸入量の 10%を占めるが、これも植林木であるため熱帯林減少への直接的な影響は小さいと考えられる。

アジア地域は全体の輸入量の 9.1%を占め、丸太、製材、合板、集成材、木材チップなど主要木材製品が輸入され、その多くは天然木由来である。特に合板については、総輸入量 296 万 m³のうち、マレーシア 52%、インドネシア 32%と上位二カ国で 84%を占めている⁵。丸太についてはアジア地域の丸太輸入量 336 万 m³のうち、マレーシア 75%、PNG19%と上位二カ国で 94%を占め、総丸太輸入量の 7%を占めている。これら丸太の用途はその 75%が合板向けである⁶。

したがって、木材・木材製品においては熱帯林の中でも特にアジア地域の熱帯林とのつながり強いことがわかる。

パーム油／核油

国連食糧農業機関の統計資料の FAOSTAT (2010 年)によると、世界のパーム油の生産量は 4,509 万トンで、その内訳はインドネシア 47.7%、マレーシア 37.7%、タイ 2.9%と、上位二カ国で世界の生産量の 85.4%を占めている。また世界のパーム油輸入量を見てみると、インド、EU 27 カ国、パキスタンなどが上位を占め、日本の輸入量は世界第 9 位である。日本の輸入先については、パーム油 55 万トンのうち 96.5%、パーム核油 7 万トンのうち 99.8%⁷がマレーシアから輸入されている。したがってパーム油においても、アジア地域、特にマレーシアの熱帯林とのつながりが強いことがわかる。

石炭やレアメタル

(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)の資料によれば、政府が国家備蓄として優先的に保管・管理されている 7 鉱種における上位輸入先を見てみると、ニッケルではインドネシアが第一位、クロムでは南アフリカが第一位、第三位でインド、モリブデンでは第一位にチリ、第二位にメキシコ、マンガンでは南アフリカが第一位、バナジウムでは南アフリカが第一位となっており、日本はレアメタルの多くを熱帯諸国から輸入していることがわかる⁸。また、資源エネルギー庁の資料から石炭の主な輸入先として第一位のオーストラリア(64%)に次ぐ第二位としてインドネシアが 18%を占めている⁹。これより、石炭やレアメタルについても熱帯林とのつながりが強いことがわかる。

1.3. 国際社会の熱帯林減少・劣化に対する取組み

国際熱帯木材機関(ITTO)の取組み¹⁰

国際熱帯木材機関(ITTO)は、1983年国際熱帯木材協定(ITTA, 1985年発効)に基づき1986年に設立された日本に本部を置く唯一の国際機関である。ITTAには33の木材生産国と27の木材消費国が加盟し、その加盟国で世界の熱帯林の80%、熱帯木材貿易量の90%をカバーしている。その目的は熱帯林の持続可能な経営を促進し、合法的な伐採が行われた森林からの熱帯木材の国際貿易を発展させるため、木材生産国と木材消費国との間の国際協力を促進することである。ITTOの取組みは、熱帯林の持続可能な経営と、熱帯木材の持続的な利用と貿易のための政策手段の開発(ガイドライン、基準・指標等)や各種プロジェクト等の実施が中心でこれまで940件のプロジェクト等を実施し、総額は3億4000万

ドルを拠出している。

違法伐採対策－木材のサプライチェーン管理

違法伐採に関して国際的に確立された定義はないが、伐採許可取得から、伐採施業、輸送、加工、そして輸出に至るまでのトータルな木材のサプライチェーンにおける様々な法令に違反する行為を総称した呼称として使用されている。

違法伐採対策は元々1990年代初めの欧米の先進的な民間企業の間における自主努力による木材調達の環境社会リスク軽減を目的とした木材のサプライチェーン管理に端を発している¹¹。その後、1997年G8デンバーサミットでG8諸国が違法伐採対策にコミットしたことにより、主に欧州各国政府の公共調達において違法木材調達規制が拡がり、日本も2006年よりグリーン購入法の下で合法木材調達に着手した。ここまでの違法伐採対策の背景には、違法伐採問題が根本的には途上国で特有の汚職やガバナンスといった社会問題が根底にあり、木材貿易のみならず持続可能な開発や国際協力の側面も含めて、先進諸国が率先して問題解決に向けて努力すべきとの認識があった。特にEUが2003年から取り組んでいるEU-FLEGT行動計画に基づくFLEGT-VPAのような途上国への能力向上支援とセットにした違法伐採対策¹²は後に効を奏していくことになる。

その後、米国は2008年に既存のレイシー法を改訂することで、EUは2003年のEU-FLEGT行動計画の上位法として2010年にEU木材法(2013年3月施行)を制定して、オーストラリアは先行する欧米に追随する形で2012年に違法伐採禁止法(2013年3月施行)によって、それぞれ民間調達をも対象とした規制を導入した。こうした民間調達規制は簡単にいえば、国内外の法令に基づき、違法／合法を見分け、違法木材を自国の市場から排除しようとするものである。この違法／合法の判断基準には各制度ごとに差はあるものの、単純に林地における木材の伐採行為のみに関連する法令の違反行為に限定せず、前述した広義での“違法伐採”に該当するような伐採許可取得過程における違反行為や、その過程における先住民など第三者の土地の権利や人権への配慮なども“違法リスク”として捉える方向にあり、鉱物資源調達の分野で進む社会的リスクへの配慮やISO26000に見られる人権への配慮など同様に、木材のサプライチェーンにおける環境社会リスク管理に発展しつつある。

森林認証制度¹³

森林認証制度とは、適切な管理がなされた森林と、そこから切り出される木材に証明(認証)を発行し、ラベルをつけることで、消費者に持続可能性に配慮した木材を選んで買う機会を提供する制度である。認証審査は専門の第三者機関が、原則や基準に従って厳正に行う。認証発行後も有効期間中は定期的に監査が行われ、より健全で持続的な森林管理・木材加工流通システムの改善、向上に向け、継続的に取り組む仕組みになっている。現在、世界各地に様々な森林認証制度が存在しているが、代表的な制度としてFSCとPEFC、そして日本独自の制度SGECについて以下に簡単に紹介する。

FSC(Forest Stewardship Council, 森林管理協議会)は、1993年に設立された先駆的な森林認証制度である。環境影響や地域社会、先住民の権利などを含む10原則56基準に沿って、第三者機関が厳密な審査を行う。FSCは認証取得後も管理システムの改善・向上を義務化しており、認証維持は容易ではないが、政府、NGO、産業界や先住民グループの意見では、最も信頼性が高い認証制度と評価されている。一方、設立時に環境保護団体の影響が強かったためかFSCに対して抵抗や難色を示す業界もある。

PEFCは元々Pan European Forest Certification Schemes(汎ヨーロッパ森林認証制度)という名称で、フィンランドなどを中心にヘルシンキ・プロセスを基準として1999年に成立した制度である。この制度の最たる特徴は、各国独自の認証制度自体を相互承認する点にある。2003年からはヨーロッパ諸国以外の参加もありPEFCという略語はそのままだが、現在のProgramme for the Endorsement of Forest Certification Schemesに名称を変更。以来、様々な国の独自の認証制度を傘下に入れることで急速に拡大している。

相互承認制度の下では、各制度の内容にばらつきがあり、中には環境面、社会面の評価方法について NGO などから批判を受けている制度もある。

FSC や PEFC という世界規模の認証制度の他に、国ごとに開発された制度がある。それらの多くは PEFC のメンバーとなり相互承認を得ているものもあるが、日本の SGEC のように独立したままの制度もある。SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council, 緑の循環認証会議) は、FSC など国際的な認証が浸透するにつれ、日本の森林状況に合った独自の認証制度への要望が高まり、2003 年に誕生した日本独自の認証制度である。7つの基準では、特に生物多様性と水土保全を中心に、森林施業計画制度に基づく施業計画を活用した効率的な審査を目指している。主に製紙・住宅メーカーなどの国内社有林や森林組合、市町村有林などが SGEC の森林管理認証を取得している。

持続可能な農園経営や責任ある農業投資に向けた取組み

前述したプランテーション拡大問題は、しばしばランドラッシュやランドグラビング(対訳:農地争奪や土地収奪など)とも呼ばれている。これは熱帯諸国におけるアクセスすら困難な広大な森林地域や所得水準の低い農村地域が生活の糧として依存している農地や焼畑対象の休閑地などが投機商品になってしまい、周辺地域の人々の生活基盤、およびその社会に及ぼす負の影響は計り知れず、各地で深刻な問題になっている。社会問題にまで発展している事例も少なくないため、国際社会、各国の政府機関、そして産業界も巻き込んだ様々な取組みが見られるようになってきている。

例えばパーム油では持続可能なパーム油のための円卓会議(RSPO)、大豆では責任ある大豆に関する円卓会議(RTRS)など、マルチステークホルダーによる国際的な取組みが進められており、RSPO ではパーム油の認証制度も開発、運用されている。また、途上国における無秩序な大規模土地(農地)取得や土地投資に対応すべく、FAO の下での国際食糧保障における土地保有、漁業、森林に関する責任あるガバナンスについての自主的ガイドライン(VG Land)の検討や、G8 サミットの下で責任ある農業投資原則(RAI)案に関する議論が進んでいる。

しかしながら、上記のような取組み効果はまだまだ限定的といわざるを得ず、プランテーション拡大の大きな趨勢に歯止めをかけるには至っていない。またこうした国際的な動きにおける日本政府や企業の参加や活動は極めて限定的であり、日本国内における一般消費者の関心度も極めて低いのが現状である。

REDD プラス—国連気候変動枠組条約の下での取組み¹⁴

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次報告書において、途上国における森林減少・劣化に由来する二酸化炭素の排出が人為起源の排出量全体の約 20%を占め、その抑制が地球規模での温室効果ガス削減のために重要である、と報告されたことを機に、2005年の国連気候変動枠組条約締約国会議(UNFCCC-COP11)から法的拘束力のある国連条約の下で、森林減少・劣化問題が大きく議論されるようになった。その後 2005年 COP11 で提案された考え方「途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減(REDD)」に、COP13 の結果である「森林炭素ストックの保全及び持続可能な森林経営ならびに森林炭素ストックの向上」という考え方を追加して、REDD プラス¹⁵となった。

REDD プラスの基本的な仕組みは、過去の温室効果ガス(GHG)排出量データ等を参考に森林減少等に伴うGHG排出量の将来予測シナリオを設定し、森林保全等のGHG削減取組み実施によって、その排出量が予測シナリオの水準を下回った場合、その努力による排出削減量に見合ったクレジットとして獲得できるというものである。REDD プラスへの取組みは、途上国における排出の削減のみならず、森林や生物多様性の保全、地域経済の発展等への貢献の面でも、大いに期待されている。

そうした国連の下での合意を受け、実務レベルでは、政府公認/非公認に関わらず、デモンストレーションやパイロットプロジェクトが熱帯諸国各国で盛んに実施されており、国際レベル、国レベル、地域レベル、そしてプロジェクトレベルでの排出量削減の考え方や削減の漏れ(リーケージ)について活発に議論が進んでいる。

以上、国際的に熱帯林減少・劣化に対する様々な対策が取り組まれているが、その効果は依然限定的であり、熱帯林減少・劣化問題の解決には至っていない。したがって、これまでの持続可能な森林・林業経営の推進や違法伐採対策など森林・林業分野に限定した取組みのみならず、農業、鉱業、エネルギーなど他分野も巻き込み、分野横断的な開発事業者および投資者、原材料生産者、そして調達者による生産地環境や周辺社会環境への配慮が不可欠になってきている。グローバル経済の中で拡大し続ける一次産品への需要圧力を生み出している消費国側の責任は一層高まっているといえる。

¹ 植林等による増加分を差し引くと年平均で 521 万 ha 減少となる。増加分は主に中国やベトナムなどアジア地域における植林による増加である。

² 環境儀, No.4, p9, 2002 年, 国立環境研究所.

³ 北山兼弘. REDD+と生物多様性. 森林科学 No.60, p14, 2010 年, 日本森林学会.

⁴ 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) に関する名古屋議定書が採択された 2010 年名古屋開催の生物多様性条約第 10 回締約国会議 (CBD-COP10) で大きな議論となったことで記憶に新しいものであろう。

⁵ 林野庁. 木材輸入実績. 2012 年.

⁶ 農林水産省. 木材需給報告書 材種別素材供給量 (丸太供給量). 2011 年.

⁷ 農林水産省. 我が国の油脂事情. p100, 2010 年.

⁸ JOGNEC NEWS Vol.14. p6, 2008 年, 石油天然ガス・金属鉱物資源機構.

⁹ 資源エネルギー庁. 石炭をめぐる最近の動向. 2011 年. (以下から入手可)

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy/shigenjuyou_kaihatsu_wg/002_01_02.pdf

¹⁰ 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/itto/gaiyo.html>), 後藤健. 森林を巡る国際動向と ITTO の取組: 今後の展望も含めて. 世界森林アクション・サミット資料 (主催, 森林と市民を結ぶ全国の集い・世界森林アクションサミット実行委員会ほか, 2011 年 10 月 9 日国立オリンピック記念青少年総合センターにて開催).

なお国際熱帯木材協定 (ITTA) はその後 1994 年, 2006 年に改正されている。最新の 2006 年 ITTA への加盟国は, 生産国 30 か国, 消費国 36 か国の計 66 か国及び欧州連合である。

¹¹ 榎井まり. 世界の違法伐採対策とサプライチェーン管理の潮流: 社会的要素の重要性. 海外の森林と林業 No. 86, p15-20, 2013 年, 国際緑化推進センター.

¹² EU-FLEGT 行動計画 (EU-Forest Law Enforcement, Governance and Trade) とは, 政府の公共調達における方針の策定など消費国による取組みを推奨するとともに, 違法伐採リスクの高い主に熱帯木材生産国と EU との間で自主的な二国間協定 (Voluntary Partnership Agreement, VPA) を通して, 合法性保証システムの開発, 構築, 運用能力向上などのパッケージ支援を提供する仕組みのこと。こうした取組みを全世界に展開していくことで, 主要生産国における木材の合法性の信頼性を向上し, 取引をライセンス化することで, 違法リスクの低い木材のみが EU 市場で取引されることを目指している。

¹³ フェアウッドパートナーズ WEB サイト, <http://www.fairwood.jp/forest/certification.html>

¹⁴ (独) 森林総合研究所 REDD 研究開発センターホームページ, <http://www.ffpri.affrc.go.jp/redd-rdc/ja/index.html>

¹⁵ REDD プラスの正式名は以下。reducing emissions from deforestation and forest degradation in developing countries; and the role of conservation, sustainable management of forests and enhancement of forest carbon stocks in developing countries.

第2章 熱帯林はなぜ減少・劣化しているのか

本章では、本助成事業の主要部分である経験交流イベントの結果報告、および成果について触れていく。

経験交流イベントは、2013年6月23日に埼玉県飯能市の林業地見学会、6月24日から26日の3日間で「森林減少を食い止め、先住民族や地域住民の権利を尊重した未来型の森林資源の利用と保全の形態を模索するワークショップ」と題したワークショップ、そして6月27日に「熱帯林セミナー：横行する『森を奪う政策』～パプアニューギニアとマレーシアの最後の熱帯雨林を守るには？」と題した一般向けセミナーを開催した。以下に、簡単な概要を記す。

2013年6月23日(日):林業地見学会(埼玉県飯能市)

日本における林業のあり方は東南アジア諸国のそれらとは大きく異なることから、ワークショップにおける議論を深める上で有効と考え、主に海外からの参加者向けに林業現場の見学会を開催した。詳細は第3章で後述する。

2013年6月24日(月)～26日(水):ワークショップ(国立オリンピック記念青少年総合センター)

国内NGO 9団体、海外招聘NGO 3団体(インドネシア、パプアニューギニア、マレーシア)から約20名(初日:19名、2日目:15名、3日目:17名)の参加を得て開催した。ワークショップでは、東南アジアにおける熱帯林減少の歴史を振り返り、これまでに参加各団体で取り組んできた活動を共有。その活動経験をもとに、森林減少・劣化のドライバーを特定。そうしたドライバーに対して、今後どのような取り組みをしていくのか、各団体個別の取り組みを共有し、日本国内の団体と現地の団体との間で、互いに活動への要望などを出し合い、団体間での協調した取り組みの可能性をさぐった。そして未来型の森林資源の利用と保全の形態について検討した。

2013年6月27日(木):熱帯林セミナー(貸会議室内海(千代田区三崎町))

現在、森林開発の最前線の一つであるパプアニューギニア。その森林伐採に関して、マレーシアと日本とが意外なつながりを有している。その現状等を紹介するセミナーを開催した(参加人数:28名)。

※ 国際環境NGO FoE Japan とパプアニューギニアとソロモン諸島の森を守る会との共催

http://www.foejapan.org/forest/doc/evt_130627.html

2.1. これまでのNGOの取り組み—成果と総括

2.1.1. 日本のNGOの取り組み

経験交流ワークショップを開催するにあたり、参加団体ごとに事前のアンケートを実施した。質問内容は、団体紹介、これまでの活動、成果と課題、今後の展望などである。

1) パプアニューギニアとソロモン諸島の森を守る会

【設立年】1994年、スタッフ数:6人

【活動内容】

- パプアニューギニアとソロモン諸島の熱帯雨林問題を現地で綿密に調査
- 原生林を守る村々との連携

- 日本での木材の地産地消を推進し、具体的に森林・建築現場での取り組み推進

【活動紹介】

- D) どのようなことを、誰を対象にして、どのくらい(規模、期間など)実施したのか？

- 日本への原木輸出が現地で伐採された木材の輸出の60%から70%を占めていた1970年代から1990年代には、特に日本の3大伐採企業(JANT:本州製紙、ステインベイ・ランバー社:日商岩井、オープンベイ・ティンバー社:晃和木材)への挑戦。
- ◇ 伐採問題の調査・企業への問題提起と、会合・地主たちとの協働で企業に訴えた。
- ◇ 2000年代初頭に、日本企業の撤退(晃和木材は残っている)し、同時に日本への輸出中心から中国への輸出に徐々にシフトしてきている。しかしながら日本への輸出も依然続いている。
- 私たちは、原生林地域の調査、政府側の調査、残された最後の熱帯雨林の村々との連携に努めている。
- 現地の地主への裁判支援。しかし、現地の住民への経済・プロジェクト支援は、最小限にとどめる方針である。理由は物や金やプロジェクトを通しての支援は自力のempowermentから目をそらせ依存体質を引き起こすため。
- 現地のNGOや地主たちの間に“温暖化”問題CO₂削減キャンペーンによる、REDDや炭素貿易プロジェクトに便乗しての、カネの流入への期待が膨らんできたなかで、私たちは上記のキャンペーンの根底にある欺瞞を村々に啓蒙しつづけてきた。
- ◇ 北の国の企業から集めたカネは、パプアニューギニアでは受け皿としての政府と有力者と企業に膨大なカネの流入をもたらし、REDDや炭素貿易と連動したSABL(スペシャル・アグリカルチャー・ビジネス・リース)政策で、残る原生林とその土地を奪う政策が急速に進んでいる。
- ◇ この根底に、IPCC(国連気候変動政府間パネル)やWB(世界銀行)、FAO(国連食糧農業機関)による“温暖化”問題キャンペーンの欺瞞がある。

II) どのような成果を得たか

- 日本企業の二つは撤退。
- 日本への輸出量は減った。しかし、中国経由、日本への合半の輸入量は減っていないので、日本での熱帯材使用削減の活動も重視している。
- “温暖化”問題に便乗したプロジェクトの問題点を私たちが調査に行った地域の住民はわかるようになった。
- 原生林を守る住民に励ましを与えつづけてきたので、私たちが関わってきた原生林の村々は伐採企業が入っていないで、地球最後の美しい原生林を保ちつづけている。

III) その成果によって変わったことは何か？

- 住民と日本での関わってきた人々のめざめ。
- かかわってきた地域の原生林の保存。

IV) 取組みによって達成できなかったことは何か？

- 映像(DVD)の作成と販売。
- 地域的に限られた取組みになってはいる。

V) これまでの活動のうち、特に成功事例や失敗事例がありましたらご紹介ください。

- 私たちが関わってきた村々は伐採企業の進出を止めている。
- 地球最後の美しい原生林を保ちつづけている。

VI) あなたの団体の今後の活動計画(短期、中期、長期)について差し支えない範囲でご紹介ください。

- 過去の膨大なビデオ映像からの、本格的な映像(DVD)の作成と販売
- WEBサイトの充実
- ニュースレターの充実
- 現地調査を行うことができる英語聞き取り能力のある若い人材の養成が課題。

2) ウータン・森と生活を考える会(HUTAN Group)

【設立年】1988年2月、スタッフ数:事務局約20名(全てボランティア)

【活動内容・紹介】

a) 熱帯材削減自治体キャンペーン:1990-2002年

- 森林保全政策への対象
自治体、自治体の政策転換、熱帯材削減への環境基本計画の遂行
- 時期

1990-1995年:大阪府下全自治体、
1995-1997年:関西の全自治体(2年間の関西熱帯木材使用削減委員会の期限付き発足)
1998-1999年:全国の自治体、全国キャンペーン
※ 1992-1997年はJATANとサラワク・キャンペーン委員会(SCC)が話し合い、SCCが中心で実施した。その後1998年からSCCの停滞もあり、1年ウータンとSCCが継続して取組み、2000年に全国熱帯林活動者京

都会議等で最終報告した。300以上の自治体を取り組みを表明。

2001-2002年：熱帯材削減の検証

● 実施方法・方向

熱帯材取扱い削減につき商社等に1990年申入れたものの効力なく、JATANとウータンが話し合い、1990年から自治体で使用しているコンクリート型枠材が2-3回で廃棄の為、各自自治体に使用削減を迫る取り組みへ。

● 成果

- ◇ 大阪府下の自治体は45自治体のうち25自治体が削減した
- ◇ 関西自治体の総計は56自治体が削減
- ◇ 全国300自治体が熱帯材使用削減
- ◇ 環境基本計画へは関西の30自治体に取り組む(全国の自治体の調査は未実施)

● その効果

- ◇ 多くの自治体が1992-96年にかけて取り組んで、環境計画を考える素地の一部となる。
- ◇ 自治体で熱帯材の使用削減や環境基本計画にも熱帯材削減が盛り込まれた。
- ◇ マスコミに追いかけてられ困った。

● 達成できなかったこと

- ◇ 同時並行の取り組みの為、10年後の削減量につき全国の自治体の確認ができなかった。
- ◇ 当時インターネット普及しておらず、ロシア材への転換率(ロシアの原生林破壊)の推測が悪かった。
 - ◇ 各自自治体へ環境基本計画を要望し、同計画に盛り込まれる自治体も多くなった。

b) 熱帯材 No! 選挙板キャンペーン

● 対象

全国都道府県庁所在地都市、政令指定都市、及び30万人以上の都市、大阪府下全自治体を対象として実施。全国都道府県庁所在地都市、政令指定都市、及び30万人以上の都市、大阪府下全自治体を対象として実施。

● 時期

1996-1997年：阪神大震災で一時中断
2000-2003年に再開

● 実施方向

森林保全への政策等・自治体コンパネ材の熱帯材削減自治体キャンペーンで成功があるも、選挙板に多数の熱帯材が使用されていると判明し、再生材を使用させるよう依頼。大阪市は選挙板を熱帯材から転換したと報道したが嘘と判明し、全て転換するよう大阪市選挙管理委員会に要請・抗

議する。京都市には至急再生材への取組み依頼等

● 成果

都道府県所在地都市・政令指定都市・30万人都市の85%が再生選挙板へと転換

● その効果

- ◇ しつこく何度も要求すれば、大半の自治体が再生材へと転換し、他の自治体へと波及効果を生んだ。
- ◇ 松江市、徳島市のみ再生材への転換を未確認だが、横並び意識が強いことを確認。

● 達成できなかったこと

- ◇ 松江市、徳島市等の転換の未確認。
- ◇ 最終的に90%の自治体で再生材の転換が進んだが、再生ペレット等の利用が多くなる。
- ◇ その後の再生材へ転換の未確認(大阪市の嘘報告に事例もあるため)

c) プナン人等の森林破壊に抗する人々への支援

● 森林保全の対象

1987年の42か所の7か月に亘る伐採道路封鎖により、その後多くの先住民逮捕、森林法 Section90B の改悪法の実施後も、1993年まで63か所で伐採道路封鎖を実施し、一部の裁判闘争をウータンが支援

● 時期

1998-1999年(1992-94年はJATAN、SCC、ウータンの主要メンバーがサラワク州にブラックリストとされて、サラワク入州不能となる)

● 実施方向

①サラワク州政府がITTO(国際熱帯木材機関)の伐採削減勧告を守らず、原生林を破壊し続ける行動を取ったり、闘う先住民の家をブルドーザーで破壊や焼き討ちにしたから資金援助、②裁判闘争の資金援助、③集会等、④現地調査

● 成果

- ◇ 道路封鎖して裁判となる4村の主要闘争への資金支援(約35万円)
- ◇ 成果はプナン人村の交流が進むも、全体のサラワク先住民支援は困難で、同州政府の弾圧等がされる

● その効果

- ◇ 調査により、ボルネオ島奥地の情報を得ることが出来た。
- ◇ プナン人等へ資金援助してある程度、彼らの裁判闘争を維持できた。今はウータンの資金がない。

● 達成できなかったこと

- ◇ サラワク先住民への協力がラミン・キャンペーン本格化

で困難になる。

- ◇ 奥地のサラワク調査の時間が無くなる。
- ◇ 一時期、奥地の状況の把握が容易になったが、現地入りが必須条件で、最近の事例は他団体のネット資料に頼らざるを得ない。

d) 先住民とボルネオ島の原生林調査や薬草等の調査

● 森林保全の対象

1992 年頃より製薬会社の熱帯林の薬草調査で、先住民の知識保有権の為に薬草調査も実施、対象は先住民等

● 時期

1990-2001 年(1992-93 年一次中断)

● 実施方向

1997 年のサラワク州先住民の一斉蜂起で、日本での熱帯材削減へのPRや原生林の調査

● 成果

- ◇ 原生林と伐採権との関係は、2002 年までに原生林の 95%が伐採権を与えられたが、一部のブナン住民は先住慣習権を守るために木材企業の伐採道路を完全に封鎖し、廃道としたことが 2000 年に判明した。
- ◇ 先住民、特に奥地のブナン人の医療体制が悪く、本来の薬草を使う医療小屋の建設が支援等で 2001 年に出て、フライング・ドクターの恒例の巡視・医療補助が年 4 回となり、援助を終える。

● その効果

- ◇ ブナン人村の医療施設がウータン支援等で建設できた。
- ◇ 先住民の一部に、先住民の知識保有権を伝えられたと同時に、以前の薬草利用を復興できた。

● 達成できなかったこと

- ◇ 半分の取組み終了し、原生林調査が最近不十分である。
- ◇ 先住民たちもその後支援金を当てにすることもあり、同取組みを現在中断している。

e) 違法ラミン材調査とラミン停止キャンペーン・停止依頼(国内、海外)

● 森林保全策対象

主に企業、都道府県等。違法なラミン材のシンガポールから日本への輸入を 1999 年にインドネシア NGO の Telapak と大阪・岸和田港で発見後、輸入業者が密輸木材と判明し、多くの自治体でも使用していたから。

● 時期

2000 年:ラミン調査会(ウータン、熱帯林きょうと、AM ネット有志のメンバー)立上げ、調査開始

ト有志のメンバー)立上げ、調査開始

2003 年:ラミン材使用企業と和歌山県と話し合い、Telapak からラミンキャンペーンの日本での依頼

2004-2008 年:全国 850 社のラミン材使用・取扱い企業へ停止依頼

● 実施方向

①日本企業・自治体はネット、現場調査、聞き取り等で判明し、停止依頼文送付や話し合い、一部企業へ現地操業繰り返す場合は社長宅等にも依頼文投函

②海外ラミン調査と停止依頼・Telapak や EIA と連携し、ネット調査し一部共同調査する。

※ 半島マレーシアは主に Telapak/EIA の共同調査で、同国政府へ申入れや企業へ停止依頼して、ウータンはシンガポールの企業の 80 社へ調査と停止依頼(ウータンは 2005-2008 年まで)

● 成果

- ◇ 日本の 850 社に停止依頼した結果、2008 年末に 750 社が停止。国際的な違法材停止事例。2007 年 6 月、Telapak 等と違法ラミン停止宣言を環境省で発表
- ◇ シンガポールの 85%の使用企業が我々の再々の停止依頼や密輸材と認識して停止
- ◇ インドネシアのタンジュン・プテイン公園近くの木材市場で 2007 年に販売すると逮捕を当会が確認
- ◇ 2008 年、Japan Housing show で半島マレーシアの MTCC 傘下の企業と販売不能と話し合う
- ◇ 現在、ほんの数量のみ中国へ密輸されている可能性もあるが、95%以上のラミン国際取引は、2009 年を境に不能となる。ラミン停止宣言を発表(2007 年に今後 2~3 年で国際取引の大半が不可能になるだろうと広報)が当たる。

● その効果

- ◇ 違法材の国際的な違法材停止に繋がったと思える。
- ◇ キャンペーンで日本での HS コードがラミン独自ででき、EU 等の NGO 連絡、違法材ニュース等の情報が共有できた。
- ◇ ラミン・キャンペーンで企業にウータンの存在を知られ、ホームページを一時遮断して情報を把握・操作。
- ◇ キャンペーンが成功してきて、グリーンピース・インターナショナルもキャンペーンに参加したいと申入れあり(ラミン調査会等と共同の日本でのキャンペーンにはほぼ目途つき、GP インターに共同行動断る)。
- ◇ 企業の情報把握の方法、停止依頼の方法を見つける。
- ◇ 偽のグリーン購入材・ラミン機の販売企業も多くの停止

企業の判明により、ウータンから申入れ後直ちに停止。

◇ シンガポール企業等へ違法材の存在や販売問題を知らせ、放置すれば国際問題になると PR 出来た。

● 達成できなかったこと

◇ 100%ほぼ達成も資金不足となる。

◇ 海外事情に精通し、各NGOsとの信頼を得られるようになる。

◇ ITTO 等で参加が容易になる。

f) 輸出禁止! ウリン材停止キャンペーン

● 保全への対象

1980年代以前インドネシアではウリンが使用していたが、大量伐採により枯渇し、日本の100自治体や400社も利用と判明。企業、自治体が対象。

● 時期

2006年-2009年初め(インドネシア工業省のウリン材一部輸出解禁で中断)

● 実施方向

東京都と停止依頼話し合い(2007年)。違法ラミン停止キャンペーンに続いて、今度はTelapak、ウータン、FoE Japanで取組みを決め、日本の使用企業リストアップはウータンで実施。

◇ 成果

◇ 全国自治体の100事例、400社近くがウリンを使用し、キャンペーン開始。鹿島、三井物産など75企業が2008年までに申入れ等で中止

◇ 2009年年初のインドネシア工業省の一部輸出解禁策により、停止する法的拘束力がなくなり、Telapak等と相談の上、キャンペーンを中断。

● その効果

◇ 違法ラミン・キャンペーンの成功で、すぐに企業が停止した。

● 達成できなかったこと

◇ インドネシア工業省の一部のウリン材輸出解禁策で、法規制の砦を失い、キャンペーン中断。

◇ 企業がインドネシアのウリン材らしくもマレーシアのベリアン材と言い出して、輸入する企業をチェックできなかった。近年、マレーシアのブリアン材の輸入も減るが、インドネシアからのウリン材が2012年11月に東京のN昇木材等が仕入れているのを確認。双日の輸入等を把握していない。

g) ボルネオ島の違法材・木材密輸調査と停止依頼

● 対象

木材会社、森林警察、密輸業者等。密輸は特に西カリマンタンからサラワク、東カリマンタンからサバへ最盛期の2000年には300万m3以上が運ばれていたため、調査を開始

● 時期

2000年、2006年～現在

● 実施方向

ボルネオ島の各地の調査・企業聞き取り、森林警察等へ停止申入れなど。2007年のウータン、Telapak等での違法ラミン材停止宣言よりボルネオ島の密輸材停止宣言を目指した。

● 成果

◇ 2000年、2002年ピークのボルネオ島の木材密輸は2009年に75%減少。インドネシアNGOs、インターNGOs告発によりインドネシア政府の木材企業、密輸者への逮捕・取締りが2006年頃より加速し、インドネシア・カリマンタンの27企業が日本へ輸出していたが、現在7社となる(スハルト政権ボブ・ハッサン林業大臣逮捕で多くの企業が新規伐採権を得られず、森林も枯渇し、企業の大半倒産)

◇ サラワク州のインドネシア領での操業企業や密輸港の関連企業が閉鎖・倒産相次ぐ

◇ サバ州でも1年半密輸が激減し、大半の企業が操業停止か大幅短縮

◇ 最近、2011年頃から報道や告発が薄れ、一部で再開しているとの情報

● その効果

◇ 違法ラミン・国際キャンペーン成功のおかげで、企業へ密輸材停止の申入れが安易となる。

◇ インドネシアNGOsと信頼関係や、共同調査が安易になる

● 達成できなかったこと

◇ 各地で調査もカリマンタンが広すぎ、ボルネオ島密輸材停止宣言の実施にも至らず、大風呂敷だった感がある。

◇ 2010年、2011年調査等で最盛期より80%減と判明。

◇ 西カリマンタン—サラワク州の丸太・製材の海岸や税関経由の密輸取引なくなるが、山間部での密輸続く。西カリマンタンのBetung Kerihun国立公園内でTa a Ann GroupやWTK、リンブナン・ヒジャウグループが違法伐採し、現在も密輸の可能性ありを再調査できていない。

◇ 資金難で、東カリマンタン—サバ州奥地の調査が最近

できていない。

h) タンジュン・プテイン国立公園での森林再生の支援

● 対象

破壊された国立公園の森林再生。1995-2005年かけて中カリマンタンのタンジュン・プテイン国立公園で約40%が違法伐採で破壊された。2006年にタンジュン・プテイン国立公園の全違法伐採停止を確認し(ユドヨノ大統領も2005年に停止宣言)、2007年からFNPF(Friends of National Parks Foundation)の原生種の植林再生を知り、再植林の支援を開始

● 時期

2007-2009年:調査実施。一部エコツアーのテストを兼ねた。

2008-2010年:FNPFと情報交換と一部再植林実施

2012年1月:現在、エコツアーでの植林拡大

● 実施方向

①調査、仮エコツアー、本格的なツアー。②2012年にアブラヤシ企業のタンジュン・プテイン公園内外への開発案につき、RSPOや世界銀行等へ開発拡大停止を依頼し、2013年4月嘆願書作成

◇ 成果

◇ FNPFがタンジュン・プテイン公園内外で約100haのウリン、ニャトウ、メランティ等で再植林し、ウータンは約8ha程再植林の支援

◇ 野生オランウータンが違法伐採停止し、2007年頃より戻りだし、オランウータンが住める森作りを目指したが、現在、同公園内外のアブラヤシ開発の拡大計画判明し、闘う方向でデータ作成等をした。

◇ 調査からエコツアーの実施が始まる。

● その効果

◇ ラミン等の違法伐採キャンペーンの成功で、荒廃したタンジュン・プテインで原生種植林を開始できることになる。

◇ エコツアーの実施等で、違う取り組みもでき、若者がウータンに参加しやすくなる。

◇ 生物多様性の重要性や泥炭湿地問題を検討するようになる。

● 達成できなかったこと

◇ 野生オランウータンが戻り出すも、アブラヤシ企業等に殺害されているように、詳細な調査ができていない。資金不足で、近年エコツアーや1,2度の現地調査以外に調査できていない。

◇ 7ha再植林したブグル地区が2012年9月に、ゾーニ

ングで国立公園から除外される事態となる。

◇ 期待のアグロフォレストリー地ジュルンブン周辺でアブラヤシ企業が最近、違法伐採しているが、阻止できていないばかりか、アブラヤシ企業のプランテーション拡大計画地域となっている。

i) アブラヤシ調査

● 対象

企業等。峠隆一氏よりサラワク州でのアブラヤシ開発が森林破壊に輪を広げ、破壊の元凶になりかねないとの指摘で、1997年からデータ収集、再開2007年から現在

● 時期

1997-99年、2007年末～現在

● 実施方向

アブラヤシ開発が泥炭湿地のCO₂排出源と主原因の1つと2006年Wetlands Internationalの報告により、抗争事件等や日本企業等を最近調査。

● 成果

◇ 森林破壊へアブラヤシ開発が大きな原因となっていることが分かる。

◇ 泥炭湿地の保全へ日本でのPRと、REDD+の英文作成等の実施する。とりわけ泥炭湿地での破壊により、インドネシアが世界3位のCO₂排出国となり、泥炭湿地の破壊、火災等が大半の原因を作っているとWetlands International等が報告し、同国政府も認めるが、ノルウェーとインドネシア政府間の「森林・泥炭湿地での新規開発2年間モラトリアム」は成功していない。2013年2年の再延長も同国政府がREDD庁創設実施や法整備もできていないと調査で判明。

◇ 企業と住民の抗争は、インドネシアで2010-12年で30人が死亡、サラワク州でも400件近くの抗争がある

● その効果

◇ 調査して、泥炭湿地や温暖化防止問題を考える契機となった。

◇ 森林破壊の大きな原因になっていることの確認。

● 達成できなかったこと

◇ 当初は資料収集のみであったが、タンジュン・プテイン公園問題で、世界銀行とへPRも声が届かず。

◇ 日本のアブラヤシ輸入の大半は、マレーシアからであるが、マレーシア企業の多くが近年インドネシアで農園拡大し、そのアブラヤシが日本へ輸入されているかの調査はしていない。

◇ 抗争事件はネットで収集したが、現地で生の声を聞けず、日本のキャンペーン材料となっていない。

3) サラワク・キャンペーン委員会 (Sarawak Campaign Committee, SCC)

【設立年】1990年

【スタッフ数】90-91年2人、92~93年4人、94~96年3人、97年~現在0人。事務所を2007年に閉鎖(HPを維持し、郵便物・ファックスはジュマ・ネット気付にした)

【会員数】95年頃数百名、98年195人、99年150名、01年109名、02年約100名、05年92名、現在0名。

【運営委員】98年10人、99年10人、00年9人、01年5人、02年6人、03年8人、04年6人、05年5人、06年~12年2人。

【活動内容】

- 熱帯林保護や先住民族の人権擁護に関する調査、研究
- 国内外の市民、市民組織(NGO)との情報交換、交流、協力。国際会議の開催、参加、提言。
- シンポジウム、講演会、研究会、展覧会などの開催。機関紙、冊子、スライド、関連図書などの作成、発行および広報による教育、普及、啓蒙。
- 各国政府、自治体、関連業界などとの対話、提言。
- その他、目的を達成するために必要な事業。

【活動紹介】

(1990~1996年)

I.1) どのようなことを、誰を対象にして、どのくらい(規模、期間など)実施したのか?

自治体キャンペーン:全国の自治体に公共建築での熱帯木材(特に型枠用合板(コンパネ))の使用削減を働きかけるキャンペーンを各地の市民グループ(内部では、Rainforest Action Group(RAG)と呼んだ)と展開した。その手段として以下を実施した。

- 「サラワクの熱帯林があるうちに~熱帯材の消費削減を目指す自治体キャンペーン・ガイド」を発行し、日本での熱帯木材の使用に関する基礎情報や自治体への政策提言のノウハウを周知した。
- 自治体キャンペーン通信を会報と別に発行し、要望書のひな形など活動のヒントとなる資料、各地の市民グループの活動内容、そして自治体の反応(議会決議、モデル事業、方針発表など)を紹介した。1991年~1996年で24号発行した。
- 全国キャラバン:サラワクの先住民族や環境シンガーのアンニャ・ライトさんを日本に招聘して、各地の市民グループを回って交流し、機運を高めた。
- 熱帯木材を減らす全国アクションを年一回呼びかけ、そのためのアクション・ガイドを出した。
- 全国熱帯林キャンペーン会議を数回開催し、RAGとの顔の見える関係を構築した。

(政策提言)

- 国際熱帯木材機関(ITTO):横浜に ITTO 本部ができたため、例年の理事会の時にオブザーバー参加し、FOE、JATAN などと一緒に会場外でカラフルなイベントを行った。
- 建設省や環境省に熱帯木材使用削減の方針を設けるよう働きかけた。
- 国会議員や弁護士とも連携した。その結果、熱帯雨林保護法律家リーグが結成された。地球環境議員連盟 GLOBE とも交流。

(業界への働きかけ)

- コンパネ連絡会:大手ゼネコンと熱帯材型枠用合板の使用削減の方法を検討する定期的な勉強会を開き、情報交換を行った。
- 木材輸入商社:1992年12月に丸紅本社前で10日間の座り込みハンストを行った。ブルーノマンサー氏がプナン人に扮し、各紙で取り上げられた。
- その他の業界との対話:日本合板工業組合連合会や加盟する合板メーカー、住宅建設に国産材を使おうとしている工務店とも対話し、現場訪問など行った。

II.1) どのような成果を得たか:

以下の自治体や省庁、業界団体が何らかの熱帯材使用削減方針を出した。

- 全国15都道府県(石川、福井、山梨、東京、埼玉、神奈川県、静岡、愛知、三重、大阪府、兵庫、奈良、滋賀、京都府、熊本)
- 70市町村(札幌、福井市、東久留米市、文京区、板橋区、文京区、目黒区、東久留米市、三郷市、川崎市、相模原市、厚木市、千葉市、浦安市、静岡市、名古屋市、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、八尾市、藤井寺市、松原市、高槻市、箕面市、枚方市、守口市、東大阪市、茨木市、門真市、摂津市、池田市、狭山市、和泉市、岸和田市、貝塚市、富田林市、寝屋川市、市場綴市、河内長野市、泉佐野市、阪南市、羽曳野市、忠岡市、神戸市、尼崎市、姫路市、宝塚市、伊丹市、川西市、西宮市、芦屋市、村岡町、一宮町、加美町、奈良市、御杖村、下北山村、近江八幡市、京都市、福知山市、亀岡市、城陽市、美山町、宇治市、長岡京市、弥栄町、宇治田原町、京北町、福岡市)
- 建築業協会(BCS)が熱帯材コンパネ35%削減計画を発表
- 建設省が型枠消費削減についての報告書、林野庁の原料転換促進対策を発表した。

III.1) その成果によって変わったことは何か？

熱帯林破壊が日本の木材消費と繋がっていることが広く市民に知られブームを作った。

IV.1) 取組みによって達成できなかったことは何か？

- 市民の危機意識は長続きせず、企業が圧力を感じるような購買行動の変化に結びつかなかった。1997年京都COP3以降は気候変動が注目され、熱帯林への関心は薄くなった。
- そのためか企業も自治体も小手先の対応に終わり、本腰で取り組むところには至らなかった。

V) これまでの活動のうち、特に成功事例や失敗事例がありましたらご紹介ください

常に臨戦態勢の厳しい活動にスタッフは疲弊し、燃え尽き現象が起こった。

(1997年以降～)

I.2) どのようなことを、誰を対象にして、どのくらい(規模、期間など)実施したのか

(政策提言)

1997年:「林野庁の自治体調査に関するNGO見解」、「国際熱帯木材機関(ITTO)と意見交換」

1999年:「WTO等に関する省庁との会合等に参加」

2001年:「[リオ+10]NGOシンポジウムにSCCの過去10年間の活動についてインプット」

2002年:ヨハネスブルク・サミット向けの森林NGOからの提言書作成に関与

2003年:「違法伐採に関する日本インドネシア間アクションプランに対する要望」の作成に関わる。

2004年:「森林生態系に配慮した紙調達に関するNGO共同提言」賛同署名

2005年:「日本政府の違法伐採対策に関する要望～包括的な違法伐採対策戦略を」賛同署名

2010年:「木材調達ガイドラインの強化に関する提言」の作成に関わり、賛同署名

(業界との対話)

1998年:熱帯材コンパネ35%削減計画について建築業協会(BCS)と対話

全国熱帯林保護活動団体交流会:97年5月

(裁判支援)

1998年パコン、2000～2003年ウル・ニア(3万+17万円、2000～2004年に数回訪問)

プナン人植林支援カンパ:2001～2002年(SAM)(3万+6

万円)

(オーラル・ヒストリー)

2003年7月と2004年1月にバラム川上流ロング・ラマイ、2004年8月と2005年9月、2006年6月にバラム川上流ロング・アジャンで村の歴史の聞き書き調査を実施し、先住慣習地がどのように利用され、文化や心を支えてきたかを記録した。

2004年12月に絵本「森の言葉」日本語版、2005年に英語・プナン語版を作成、裁判資料としての報告書とビデオも英語で作成した。歴史的な場所がGPSで記録され、地図に反映された。

(ダイケン・サラワク植林事業の監視)

2002年(3回)、2003年、2004年、2005年、2011年、2013年と現場訪問を重ね、アップデートで報告。2011年末と2013年3月に大建工業本社を訪問し、住民との対話を要望。

(冊子作成)

1997年:「家具と熱帯材の関わりを知らせるパンフレット」

1998年:「持続可能な森林経営に関する世界の動向」

1999年:「住まいから考える熱帯林～熱帯材を使わない家づくり(改訂二版)」、「バクンダム移住ー沈みゆく熱帯林と先住民族の生活」

2001年:「アブラヤシ・プランテーション～開発の影」(JANNIから出版)

2004年:絵本「森の言葉」

(講演会・勉強会)

1998年～2001年:「油ヤシ学習会アブラカダブラ」を二十回ほど開催。

1998年:「グローバル化と環境・人権」セミナー(松井やより氏)

1999年:プランテーションと農業をテーマに講演会を3回

2001年:サラワク先住民(イバン人女性、プナン人男性)を招待して4都市で講演

2002年「森の民の暮らしと私たちの消費:ウォン・メンチャー氏来日講演」、GPSマッピング講座、アンダーソン・ムタン氏来日公演

2003年:「シンポジウム:大地と共鳴する人々(ジュマ・ネット主催)」にSAMのジョク・ジャウ・イボンさんを招聘。

2004年:峠隆一ビデオ&トークショー「プナン人と森を歩いて」

2005年:「オーラル・ヒストリー調査中間報告・サラワクの森のトークショー」

2006年:「オーラル・ヒストリー調査」報告会。

2011年:ウォン・メンチャー氏による公開セミナーと院内集

会(共催)。

(プランテーション調査)

2011年8月と2013年1月にFoE Japanと共に地球環境基金の助成でサラワク州のパームとアカシアのプランテーションで影響を受ける村々を訪問し、報告書をまとめている。2010年からサラワク・チーム、2011年からプランテーション調査の定例会に参加。

(ウェブ)

1997年ホームページ開設。2002年冊子内容をHPに掲載、2003年コンパネと家具に関する冊子をHPに掲載。先住民族の乱開発との闘いに関するニュースを配信(96~07年)

(機関紙サラワク・アップデート)

1998年~2003年は季刊発行、2004年~2005年は年2回、2006年は1回(57号)。以降途絶えた。

(民芸品販売)

1999年3万円、2001年7万円、2002年7万6千円、2003年~2006年までグローバルフェスタで販売し1~2万程度。裁判や植林の支援に活かす。

II.2) どのような成果を得たか:

- ウェブで先住民族と伐採・農園会社との争い、裁判について周知できた。
- 熱帯材の使用・削減方法、アブラヤシ、ダム、先住民族文化に関する読みやすい冊子を作成し、一部をウェブで公開した。
- プナン人4村 vs.サムリン社の裁判の資料をまとめた。オーラル・ヒストリー活動は現地の人々が続けている。

III.2) その成果によって変わったことは何か?:

サラワク州の熱帯林破壊は、先住民族の人権問題でもあるという認識をある程度、日本社会に定着させた。

IV.2) 取組みによって達成できなかったことは何か?:

- 自治体キャンペーンに続き、住宅での熱帯材使用およびパーム油に関するキャンペーンを実施するつもりだったが、冊子作成で止まってしまった。
- プナン人4村 vs.サムリン社の裁判(98年提訴)がまだ開廷されておらず、オーラル・ヒストリー資料が生かされていない。

V) これまでの活動のうち、特に成功事例や失敗事例がありましたらご紹介ください

新しい人々を惹きつける機運が作れず、バトンタッチができなかった。

VI) あなたの団体の今後の活動計画(短期、中期、長期)について差し支えない範囲でご紹介ください

短期:ニュースレター発行とHP更新(特に現地情報提供)を再開したい

中期:熱帯材使用削減の方針やモデル事業を発表した自治体の取り組みがどうなったかを確認し、働きかけを再開したい

長期:日本とサラワクの人々の懸け橋になりたい

2.1.2. 海外のNGOの取組み

1) CELCOR(パプアニューギニア)

1. 団体プロフィール

(a) 団体名: Centre for Environmental Law and Community Rights Inc. (CELCOR)

(b) 目的: パプア・ニューギニア(PNG)における環境および慣習権の保護推進。

(c) 設立年: 2000年2月。

(d) 組織データ:スタッフの人員数:14名、役員数:6名、年間予算:2500万PGK。

(e) 主要活動内容:

①直接の法的支援 - 伐採事業、鉱業、アブラヤシ農園の拡大、海洋資源開発プロジェクトにより影響を受ける慣習的資源の所有者、NGOおよび地域に基づくパプア・ニューギニアの組織を支援し、無償で法的支援を提供す

る。

②政策研究と法改正 - 地域に基づく財産権の保護、環境保護および地域に基づく天然資源管理の保護と関連する政策の研究・分析・開発。

③キャンペーン、アドボカシーおよびネットワーク形成 - より優れた責任ある環境法や政策を促す目的が政府や民間セクターにより支持され、それにより慣習的および環境的権利を保証し保護すること。ここには、市民フォーラムへのキャンペーン活動や活発な参加、それに次ぐ環境法や政策およびプログラムの提案を支援することも含む。CELCORのキャンペーン、アドボカシー、ネットワーク形成の活動は、森林管理および気候変動、国際金融機関、アブラヤシ植林と不法土地横領、コミュニティーの法律教

育を取扱っている。

(f) 組織をより良く理解してもらうためのその他重要な情報：CELCOR は、パプア・ニューギニアで唯一の公益法律事務所、22州のうち15州で活動している。CELCORの活動は、パプア・ニューギニア政府および国連を始めとする民間セクターにより幅広く認知されてきた。

(g) ウェブサイトのアドレスおよびその他推奨するホームページ：Centre for Environmental Law and Community Rights という名前で、フェイスブックのサイトのみ。

2. 1980年代から現在に至る森林の状態(森林減少・劣化を含む)

(a) 森林地帯縮小の傾向：パプア・ニューギニア大学の2010年度のリモートセンシング報告書によると、伐採事業や農業、その他の産業活動の影響により森林地帯は急速に減少している。2010年で75%に減少した。

(b) 森林の変化と危機をもたらす主要因 - 過去、現在、未来：変化の主要因として現在挙げられるのは、伐採事業、“アグロフォレストリー”政策、鉱業、その他の産業の開発活動などだが、今後は気候の変化もある種の影響を与えるだろう。

(c) 上記における日本の役割(該当する場合のみ)：日本企業がパプア・ニューギニアで伐採事業を行っているため、これらの日系企業が、森林再生プログラムを推奨しながら責任ある伐採事業を行うことが求められる。同時に日本は、産業活動におけるCO₂排出量削減のロビー活動を行って行くべき。

3. 森林と人に影響を及ぼす、主要政府/企業対策/政策/イニシアチブ/傾向 - 過去、現在、未来

森林や人々に影響を及ぼす政府や企業の主要政策に、Special Purpose Agricultural Business Lease(特別目的農業・事業リース)の下で行われている土地横領が挙げられる。SABLは、伐採業者が政府との合意書の下で99年間の土地権利を取得できるようにするシステムで、その対象となる土地の多くは、慣習的に所有されているか未開の森林地帯です。要するに、99年間のリース契約とは、森林地帯がアブラヤシの植林やアグロフォレストリーの事業に占拠される際、あらゆる慣習権に制限を与え、日々の生計の手段としての資源の所有権を地域住民から剥奪するものである。

4. 森林問題に取り組む NGO(特に貴組織)活動について

(a) 貴組織の主要活動/キャンペーン/プロジェクト-過去、現在そして今後の計画：

CELCORは発足以来、違法伐採を主導する伐採業者に対して、裁判所の差し止め命令を勝ち取る活動を多くして

きた。また、最近の事例では、SABLが行って来た悪行の摘発において、大きな役割を果たしてきた。こうした活動の中で、SABLの下でどれほどまでに多くの森林地帯が、外資系の伐採業者にリースされて来たのかを調査するため、調査委員会を設立するよう、国内外のコミュニティーを通してパプア・ニューギニア政府に圧力を加えた。私たちはまた、NGOのForest People Programmeと協力して、国連団体のUNSRIPとUNCERDに意見書を提出し、この問題に対して政府に行動を起こすよう働きかけた。SABLは、現在進行形の違法伐採に関する問題である。この問題に対する完全な正当性と公平性が確認され、また、資源を維持する使用・運営方法のために、法律で定められた機構が設立・施行される日まで、私たちは引き続き戦っていく。

(b) 貴国における、特筆すべきその他の主要イニシアチブ：CELCORは、地域に基づく組織間のネットワーク形成のために長年働いてきた。私たちにとって、これらネットワーク内にある組織は、地域レベルのコンタクト拠点であり、訴訟を起こすために重要な(宣誓)供述書の収集およびフィールド活動、その他の活動を行う際に協力し合えるパートナーでもある。彼らは私たちの重要なパートナーであり、将来も引き続きこの仕事上の関係を維持していく。

(c) 以下のことから学んだ、特筆すべき成功と失敗の教訓：数多くの成功を収めては来たものの、企業が資金力を高め、訴訟を起こすための政策変更に対抗できるようになったことも認めざるを得ない。そして、これに対抗するために活動を強化し、またはプログラム活動を遂行するために、私たちは多く苦闘を経験してきた。つまりこれは、ネットワーク形成や地域内外のコラボレーションが、とりわけ第三諸国における森林犯罪を撲滅するために重要な推進力になることを意味する。

5. 深刻な森林問題に対する貴組織の意見、また状況を改善するためどのように全体で協力していけるか?

近年、伐採事業のための森林地帯の権利取得の傾向に、過激な変化が見られる。このような変化に対応できる準備を、私たちは何もしてこなかった。アブラヤシ農園開発を装った企業の権利取得は、未開の森林地帯を脅かす脅威となっている。

パーム油への世界規模の需要の高まりを受けて、アブラヤシ農園は、マレーシア、インドネシア、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島で拡大を続けている。私たちは更なる拡大を阻止し、戦略を練る必要があると考える。例えば、パーム油を原料に含む製品の非買運動を行ったり、これらのパーム油製品の製造業者に対して、RSPOのメンバーになりISO14001の規定に従うよう要求する対策などが考えられる。このようにして、熱帯諸国の未開の森林地帯の破壊や権利

取得に対して、いくらかの規制をかけることが出来るのではないかと考えている。

6. 参加者の自己紹介

氏名: Peter Bosip、経歴: ニュージーランドのカンタベリー大学院で学び、自然科学で理学修士を取得。卒業後、パプア・ニューギニアに戻り、2012年5月に CELCOR の事務局局長就任。現在に至る。

この組織に対する私の基本的な興味は、環境および社会的公正を推進し、健康な環境の中で平和で調和のとれた社会生活を実現すること。

修士論文は、“気候変動適応とパプア・ニューギニアのプログラムの実行”。現在の興味は、気候変動政策を遂行し、社会的弱者であるパプア・ニューギニアのコミュニティを支援・保護する公共政策を推進すること。

2) WALHI (インドネシア)

1. 団体プロフィール

(a) 団体名、目的、設立年

WALHI – Wahana Lingkungan Hidup Indonesia (インドネシア環境フォーラム)、インドネシアの 28 州に支部を有する。WALHI 中央事務所と各州の支部とが提携し、4 年間のプログラムを計画。中央事務所の組織体制は以下のとおり; 組織運営部、ネットワーク部、アドボカシー&キャンペーン部の 3 部制、および財務課、災害管理課

2. 1980 年代から現在に至る森林の状態(森林減少・劣化を含む)

(a) 森林減少・劣化の傾向

1950 年、インドネシアの森林地帯は国土の 80% にあたる 162,290,000ha あった。以下に示すのは、1950 年のインドネシアの主な島嶼の森林被覆面積である(表 A)。また表 B は過去、現在、未来における森林減少のドライバーを示した。

表 A 1950 年代のインドネシアの各島嶼ごとの森林被覆面積

1950 年の行政区画	森林被覆面積 (ha)
カリマンタン	51,400,000
パプア	40,700,000
スマトラ	37,370,000
スラウェシ	17,050,000
マルク	7,300,000
ジャワ	5,070,000
バリ・ヌサンタラ	3,400,000

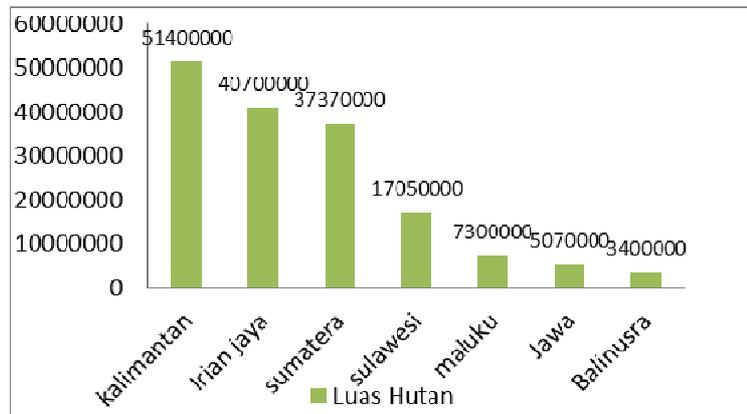


表 B 過去、現在、未来における森林減少のドライバー

部門	1980-2001	2004-2011	2012-2014	2014-2025
伐採事業	7,200	2,500	2,500	2,620
人工林造成事業(HTI)	210	980	980	1,250
プランテーション	410 (オイルパーム、カカオ、砂糖、 コーヒープランテーション)	620	1,235	2,630
鉱業	35	320	(森林転換による)	320
合計(※単位はすべて万 ha)	7,855	4,420	4,715	6,820

表 C 1980 年から現在に至る森林減少・劣化について

グラフ	森林減少・劣化
 <p>Degradation Million Hectars/Year</p> <p>1980 1985 1997 2001 2011 2014</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1980 – 2004: HPH(伐採事業)は 7200 万 ha、プランテーションは 420 万 ha、HTI(木材プランテーション)は 210 万 ha を有していた • 2004 – 2011: 770 万 ha のプランテーション、210 万 ha のアブラヤシプランテーション、320 万 ha の鉱山を含む 2500 万 ha の森林利権を有していた。3800 万 ha、年間 540 万 ha • 2011 – 2014: 1235 万 ha の空間地域に及ぶ森林減少の危機は、2014 年までに 5655 万 ha に達すると予想される • プランテーションのため、2010 万 ha の林地放棄による森林減少の危機、及び生産中の森林地域の確保は HPK(転換可能生産林)になりうる

さらに表 C には 1980 年以降の森林減少・劣化の傾向を示した。

(c)上記における日本の役割として、2004 年以降の日本の役割は非常に重要であり、インドネシアにおける植林業拡大を加速させる影響を与えた。日本は製紙業において最大輸入国であり、これは年々増加傾向にある。

3. 森林問題に関する活動について

(a) 国民会議の委任に基づく 4 つの戦略的目標

- ①人々の天然資源への権利および管理、生活管理を保証し強化する。
- ②生計の源に対する人々の主権を保証する州の機能と役割の切り替え。
- ③WALHI のアドボカシーやキャンペーンに対する、パートナーや一般住民からの支援拡大および強化。
- ④信頼と責任を担える人々を中心としたアドボカシー団体として、WALHI を確立して行く。

(b)特筆すべき成功と失敗の教訓。

- ①インドネシアで確立した法的地位。
- ②環境保護管理法の奨励。
- ③環境保護管理の活動家保護法。
- ④日本法廷に対し動物保護の訴訟権利を持つ法的地位。
- ⑤PT カリスタ・アラムに対する州最高裁判所訴訟。
- ⑥PT. cement Coarse sand に対する州最高裁判所訴訟。
- ⑦司法審査法と石炭鉱物(問題)。

4. 参加者の自己紹介

氏名: Zenzi Suhadi, 1981 年 12 月 28 日、スマトラ島ブンクル州生まれ。ブンクル州立大学生物学科卒業。生物多様性の変化とラン種の分布に関するアブラヤシのプランテーションのリサーチの後、2005 年に WALHI ブンクル州支部設立に貢献。

2008 年から 2012 年まで WALHI ブンクル州事務局長を務め、2010~2012 年まで、JATAM(鉱業アドボカシーネットワーク)のキャンペーナーとして活動。2012 年から森林及び大規模プランテーションに対する WALHI 中央事務所のキャンペーンの国内責任者。

2008 年から 2012 年の間に、ブンクル州の人々の 40% の飲料水源を汚染していた同州西岸の砂鉄採掘業(11 社)の完全停止およびブンクル河流域を拠点にする 7 社の石炭採掘業の停止という偉業を達成。また、オイルパーム業者 3 社による土地横領を阻止する農家を支援。また 2010 年から 2012 年の間に、JATAM と協力してジャワ島南岸の砂鉄採掘業に反対するコミュニティーの確立に従事し、2010 年から 2011 年は、WALHI の活動家 2 名を含む、計 61 名の逮捕者の釈放に関わった。

2012 年から 2013 年には WALHI は、政府に働きかけ、森林モラトリアムの期間延長に成功し、また、議会に対し森林破壊反対法案の承認取り消しを要求する活動を行った。

2.1.3. 熱帯林保全に関する環境 NGO の活動年表

ワークショップ初日、はじめに自己紹介と各団体から 5 分程度の簡単な活動紹介を行った後、各々の団体のこれまでの活動歴を 1980 年代～2010 年代まで 10 年単位で区切った年表に書き込んでもらった。その結果を表 1 と表 2 に示す。

表からは、現地での伐採現場での道路封鎖による抗議行動によって問題を世に知らしめ、様々なヒト、モノ、カネが投入され、多様な調査、メディアワーク、そしてキャンペーンが展開された過去約 30 年間の様子が伺える。また、各団体が同時期に近い内容で活動していたことや、それぞれ異なった分野に取り組んでいた時期などもわかる。



また、本ワークショップの目的の一つに参加者間の経験の共有を据えていたが、その目的はほぼ達成できた。参加メンバーの活動歴は多様で、海外招聘ゲストは 30 代後半～40 代前半、活動歴は 10 年強、また日本の NGO は 50 代以上が 6 名、40 代が 3 名、30 代 3 名、20 代 2 名で、活動歴は 20 年超の大ベテランから 5 年未満と、年代および活動歴とも幅の広い参加者層であったためだ。

本共同ワークは、50 代を越えるメンバーには「同窓会」的な場であり、20 代、30 代の現役スタッフは、はじめて耳にすることばかりで、古くも新しい情報を共有する場となった。特に熱帯林行動ネットワーク (JATAN) の 20 代の現役スタッフが生まれた年に活動がはじまったことが共有された際、参加者が歓喜していたことが印象的だった。

海外招聘 NGO にとっても、平素、日本の NGO の活動は日本語での情報発信が多く、英語等、海外向けの情報発信は限定的であることが多いため、日本の NGO の活動を深くまで知るよい機会となった。特にパプアニューギニアに関しては、1994 年から活動しているパプアニューギニアとソロモン諸島の森を守る会のスタッフが CELCOR のスタッフに蜜に情報提供をしており、日本 NGO と海外 NGO、双方が学ぶことのできる機会となった。

以下に参加者全体で内容を確認、共有、そして総括した際に出た目立ったコメントや質疑等を記す (※Q: 質問、A: 回答、C: コメント、S: 総括)。

Q: 1990 年代の自治体キャンペーンは、なぜ推進力を失ってしまったのか？

A1: 設立当初、推進力の中心であった SCC は団体としてではなくてキャンペーンとして立ち上がったため、永続的な団体としての「持続性」まで想定していなかった。そして 6 年間で大きな成果を残したが、その中心にいた M 氏の個人の犠牲によって成り立っていたと考えられる。当時、活動メンバーで誰も彼女のペースについていけなかったほどであった。M 氏がバーンアウトしてしまっただけでなく、後任の事務局として何人か着任したものの、前任者がコミットしていた激務を継続することは叶わず、徐々に活動は停滞・縮小、資金も減少してしまい、推進力を失ってしまった。その教訓としては、フルタイムの事務局なしに活動は続かないこと、そして継続的な資金獲得と、一定以上の激務にコミットできる人材が必要であること、である。

A2: SCC 単独の問題のみならず、1990 年代後半から、世の中の関心は森林問題から気候変動・温暖化問題へ推移していったことも要因の一つと考えられる。

C1: これまで幾つかの素晴らしい取り組みやムーブメントは、K 氏、M 氏といった有能な個人の強い意志やリーダーシップによるところが大きい。その後、彼らのような人材がまだ現れていないことも、森林

問題が長期的に関心が薄れている要因の一つと言えるかも知れない。

C2: 市民活動の盛り上がりの欠如に関しては、熱帯林問題にとどまらず、その他の問題においても同じような課題として考えることができる。世の中は 2000 年代初頭からすると、随分と変わってきており、NGO の戦略ももっともっと進化していく必要があるだろう。

S1: 海外と日本とでコントラストがある。海外は法律的な動きが中心。弁護士や各種専門家とともに活動している。そして議員たちへの影響力を有するほどの専門知識を有してる。他方、日本サイドは政府や企業に対して専門知識を盾に活動をするようなところがやや欠けていたように見受けられる。ガイドラインや議員へのアクセスに欠け、戦略的に NGO の望む政策へ導くような取り組みが少なかった。主に一般市民の関心を高める活動に注力してきたことがいえる。

S2: 今後は、気候変動と森林問題との関連性は重要になってくるだろう。パプアニューギニアでは、“気候変動キャンペーン”によって、見えない／見えにくい問題によって、森林や土地が奪われていくようなことが現地で起こっている。根本的な問題にも対処すべきではないか。

2.2. 参加団体が今後重要視する活動項目／対象

活動年表ワークによって、これまでの活動が整理された段階で、各団体ごとの 3 年程度の短中期活動計画において、重要と考えている、または取り組みたいと考えている活動を 5 項目程度ずつ出し合うことで、参加団体の活動計画の共有と、協働の可能性を探ってみた。結果を表 3 に示す。

出された活動項目は、生産国側と消費国側(日本)とに大別した上でグルーピングを行った。グループのタイトルを見てみると、生産国側では、能力(キャパシティ)問題、調査、土地収奪、コミュニティ林業・森林管理、木材貿易などが挙げられた。他方、消費国側では、消費市場という括りの中で合法性、消費者意識、製品対象のキャンペーン、資金調達などが挙げられた。

表 1 海外招聘 NGO (インドネシア、パプアニューギニア、マレーシア) の活動年表

	1980s	1990s	2000s	2010s
CELCOR/PNG			<ul style="list-style-type: none"> • Environmental awareness • Advocacy and lobby on Environmental sustainability • Litigation • campaign against expansion of Oil palm • Establishment of community-based lobby and Advocacy group • Legal education in IS of the 22 provinces 	<ul style="list-style-type: none"> • Litigation • Policy review and law reform • Campaign against SABL • Climate change and land rights
SAM/Malaysia	<p><Collaboration with Japanese and European NGOs on forestry issues > Blockades</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Bakun dam EIA litigation (94-96) • Blockades 	<ul style="list-style-type: none"> • Bakun dam campaign • Support for MTCC withdrawn (2001) • JBIC funded Kelau dam in Pahang (2002-03) • Bakun-affected communities case filed (high court) • Climate change work began. • More Blockades in 2005, 2006 • FLEGT-VPA negotiations (EU, Malaysia) stalled (NGO support withdrawn) -2008 • Completed License for planted forest (LPF; 38 now 43) plantation map for Sarawak • Exposed Bakun catchment destruction by plantations 	<ul style="list-style-type: none"> • Litigation for Bakun-affected communities - Federal court • Political lobbies on environmental issues intensity
WALHI/Indonesia	<ul style="list-style-type: none"> • Born and Centralized • Campaign for environmental • Grassroots learning for political and resources management 	<ul style="list-style-type: none"> • Increasing forum to semi-autonomy at 21 province • Urgent to legislature make environmental protection law • Legal standing+class action initiative in Indonesia and Japan • Promote SHK(Community forest system management)at 17probince • Campaign stopping illegal logging • Urgent and Join with MPR-Ri(Parliament) Make law on Resources Management (TAP) 	<ul style="list-style-type: none"> • Campaign "moratorium logging" • Intervention legislature for make • Judicial review mining law • Campaign company logging stopping (export to Malaysia and Singapore) 	<ul style="list-style-type: none"> • Government agrees for moratorium on logging. • protecting activist and community campaign • Initiative increasing community forest by HKM (community forestry), SHK (system for community forestry) (Sumatra, Kalimantan)

表 2 日本の参加 NGO の活動年表

	1980s	1990s	2000s	2010s
FoE Japan	<ul style="list-style-type: none"> •Born in Tokyo "Soft energy paths" tour Amory Lovins •Food coop magazine •Altamira conference Brazil •Tropical forests •World bank campaigns •Reform in ODA campaigns 	<ul style="list-style-type: none"> •World bank Narmada dam (India) •ADB -> •1992 Rio summit activities •Russian forest project •COP3 Kyoto climate activities -> •JBIC policy -> •Export credit agencies -> 	<ul style="list-style-type: none"> •Fairwood campaign / Fairwood partners •Promoting certified/verified tropical timber utilization in Japan •Advocating biodiesel green wash on palm oil •Networking with domestic forestry and industries 	<ul style="list-style-type: none"> •Fairwood campaign / Fairwood partners •2010- Plantation research group with 5 NGOs (Indonesia, Malaysia) •2012- Illegal logging lobby
GEF		Forest policy and illegal logging research for MoE Japan -> up to now	<ul style="list-style-type: none"> •Forest policy and illegal logging research for MoE Japan -> up to now •Green Purchasing law (2006) •Fairwood campaign / Fairwood partners •Housing maker procurement policy sekisui (2007-) 	<ul style="list-style-type: none"> •Forest policy and illegal logging research for MoE Japan -> up to now •2010- Plantation research group with 5 NGOs (Indonesia, Malaysia) •2012- Illegal logging lobby
Hutan	1988-1990 Local government campaign	<ul style="list-style-type: none"> •1996 STOP! Election board campaign 	<ul style="list-style-type: none"> •Local government campaign -> 2002 •STOP! Election board campaign -> 2003 •Ramin research committee with EIA-UK/Telapak •2006 ULIN campaign -> 2009 •2006 Research by Mr. Nishioka about smagling •2006 Support for Penan against deforestation •2007 Reforestation at TNTP (Kalimantan) with local NGO community •(2004-2008) 850 Companies stopped ramin use 	Support for Penan against deforestation
JATAN	1987 Start	<ul style="list-style-type: none"> •1990 Start of local gov. campaign ↓ transfer to SCC •92-94 Peak of the campaign ↓ split → 	<ul style="list-style-type: none"> •Copy paper campaign (around 2000-) (APP, paper companies, and APRIL) •Illegal logging campaign (around 2000-) •Campaign for GANNZ wood chip in Tasmania, Australia (2005-09) 	<ul style="list-style-type: none"> •Oil palm research (2011-) •Campaign for Ta an (company) plywood in Tasmania, Australia (2010-)
SCC		<ul style="list-style-type: none"> ↓ transfer from JATAN •Local govt campaign (○) •Lobby govt / Industry •Awareness-raising (1000 members / supporters) (○) •Rain Forest protection lawyers league •30 Local rainforest action groups •Furniture booklet (△) •Housing booklet (△) 	<ul style="list-style-type: none"> •Legal support for indigenous people (×) •Oil palm booklet (△) •Oral history project (△) 	Oil palm joint research (11-13)

PNG/SI FPGJ	<p>Started in 1994 -></p> <ul style="list-style-type: none"> • Campaign to let people open their eyes on the unjust system of i)transfer pricing, ii)global climate Change/REDD/cartoon trading campaign which denude more forest • Fight against SABLs • Continuing of the real deep research help landowners through court cases • In Japan, reduce to use plywood for construction • Research of the import of plywood from China etc.
-------------	---

注： 表中の○、△、×は、参加者がその活動に関して自己評価をしたものである。

表 3 参加団体の今後重要視する活動項目／対象

Producer side	Consumer side
<p>Capacity issues</p> <ul style="list-style-type: none"> - Targeting political groups, education, good lawmakers in the future etc. (SAM) - More peer support for fellow NGOs (FoEJ) - Media reach J. NGO have no-good relationship w media (how?) (GEF) - Revitalize local rainforest action groups (SCC) - So a joint press release with PNG&S Is FPGJ to clearance the promotion of SABL and illegal land grabbing by multinational corporations (CELCOR) <p>Research investigation</p> <ul style="list-style-type: none"> - Forests landowners continue to deepen oral research (PNG&S Is FPGJ) - Reveal the hidden agenda various means (PNG&S Is FPGJ) <p>Land grab / rights</p> <ul style="list-style-type: none"> - Land grabbing, land rights (FoEJ) - Promote forest other value (WALHI) - Land tenure reposition (WALHI) - Land and resources (WALHI) - Tackle land grabbing, land clearance, conversion timber (FoEJ) - Land tenure reform (FoEJ) - Land and policy reforms, in relation to indigenous customary land rights -> to integrate judicial decisions (SAM) - Help landowners' court cases against logging to protect forests (PNG&S Is FPGJ) - REDD, and payment for ecosystem services (FoEJ) <p>Campaign against REDD, carbon traders problems (PNG&S Is FPGJ)</p> <p>→Consumer side</p> <p>Community / forest</p> <ul style="list-style-type: none"> - Community forest for community rights (Indonesia) (JATAN) - Save community forest with "forest village, HKM, SHK" and stop deforestation 12.35 million hectore by palm oil at 23 province 'community forest' (WALHI) - Establishment of network of residents associations of indigenous villages (SAM) - Work closely to the virgin forest (FPGJ) <p>Timber trade</p> <ul style="list-style-type: none"> - Transfer pricing research and make awareness - campaign (PNG&S Is FPGJ) - "Triangle logging" Research triangle transfer pricing and log laundering (WALHI) - "Triangle logging" Community network for stopping illegal and black market logging (WALHI) - Tell trading companies / user companies to stop using bad oil palm (SCC) - Unsustainable production -> myth of msian timber lobby (SAM) - Block "mixed light hardwood" use in plywood (SCC) - Paper change (Indonesia) (JATAN) - "Money laundry" Networking research and campaign money laundry at sector plantation, mining, logging "land banking" (WALHI) 	<p>Demand side / market</p> <p><u>Legal</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - Lobby for "Anti illegal logging law" (GEF) - Stop Green wash like biodieasel (Hutan) - Encourage market support for legally-verified timber (FoEJ) - Revival of local govt campaign (FoEJ) - Advocacy (law administration) at local government (Hutan) <p>- Closer collaboration with east Asian partners: procurement policy, market condition research, fact-finding mission publication (SAM)</p> <p>⇔Linkage between producer and consumer sides</p> <p><u>Consumer / public awareness</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - Inform to company about problems of plantations palm oil and pulp paper (GEF) - "True cost economy" campaign (FoEJ) - Collaborate with FoEJ to lobby against Japanese consumers importing logs and timbers products from PNG (CELCOR) <p>- Make awareness campaign against climate change campaign problems and its manipulation and do it in Japan and in PNG especially to the land owners of the forests (PNG&S Is FPGJ)</p> <p>Product campaign</p> <ul style="list-style-type: none"> - Concrete panel campaign (FoEJ) - Product the case of plywood (tropical) (FPGJ) - Promote local timber use (SCC) <p>Other</p> <ul style="list-style-type: none"> - Stop Japanese funding of dams / plantations (SCC) - Promote network continually to use / build houses using domestic timber and not rely on imported materials (PNG&S Is FPGJ) - Joint fundraising activities with FoEJ and PNG&SIs FPGJ to support litigation activities such as SABL and illegal land grabbing in PNG (CELCOR) <p>- "PNG campaign" Campaign and networking pulp and paper trade (WALHI)</p> <p>- Rimbunan Hijau international campaign</p> <p>- Stop clearing natural forest (Australia) (JATAN)</p> <p>- Open-cut mining (Australia) (JATAN)</p> <p>- Fight against Oil Palm plantation campaign (Hutan)</p> <p>- Sharing information / do campaign with Indonesian (overseas) NGOs "Network" (Hutan)</p>

2.3. 森林減少のドライバーの特定と対策

ワークショップ 2 日目には、今後の熱帯林保全活動を考えていく上で、そもそもなぜ熱帯林減少・劣化は止まらないのか、何が原因・ドライバーになっているのか、参加者間の共通認識を確認する必要があると考え、様々な意見を引き出し、議論を促すべく、小グループに分かれてグループワークを実施した。グループ分けは消費国側の視点と海外の生産国の視点とに分けることとし、日本の NGO は無作為に 2 グループに分かれ、生産国 NGO で 1 グループとした。以下、各グループの結果を見ていく。

(グループ 1: 日本 NGO)

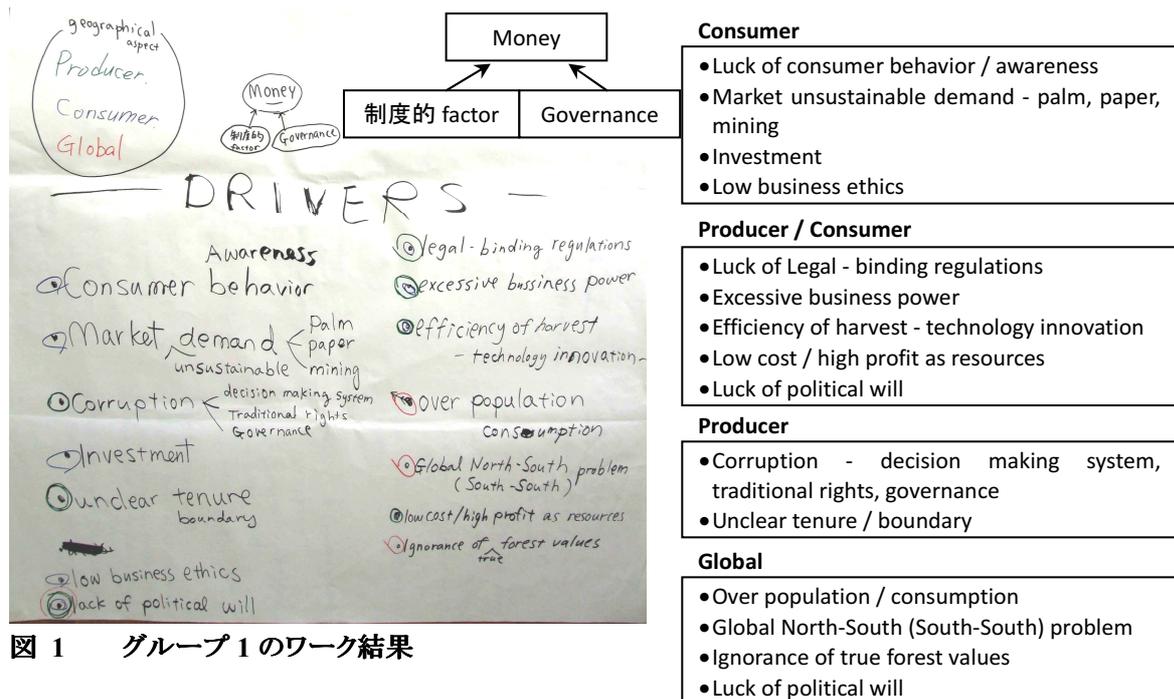


図 1 グループ 1 のワーク結果

グループ 1 は、消費国の視点から様々出された森林減少・劣化の要因をそれぞれ生産国レベル、消費国レベル、そしてグローバルレベルとして分類した。例えば、消費国側では消費者の環境意識が低い、非持続可能な需要などがあり、生産国側では、法規制が甘い、または土地の境界線が不明確、などが挙げられた。また共通な問題として、保全に対する政治的意思の欠如欠けているなどが挙げられた。

さらに大きな要因の一つとして資金の流れにも着目しており、制度的、またはガバナンスが要因となって資金が途上国に流れる、または呼び込んでいるという見方も挙げられた。言い換えれば、生産国、消費国を問わず、資金や経済性を最重要視しており、その結果、森林、土地を問わず、それらが資金につながるように制度やガバナンスは仕向けられていて、それが森林の減少・劣化を招いている、との見解だ。

(グループ 2: 日本 NGO)



Direct Drivers	Indirect Drivers	Action (mostly consumer countries)
Plantations	Food Cosmetics/detergents chemicals housing furniture paper	<ul style="list-style-type: none"> • Awareness raising of consumers / companies • Boycott / Buycott (FSC, RSPO, etc) - local timber • Advocacy to local government, govt, UN, ITTO, etc. • Share holder Activism (TEPCO)
Logging		
Mining	transport Electricity	<ul style="list-style-type: none"> • Support of Communities : Mapping, community forestry, Legal Aid, Paralegal etc, Training • Networking: World Rain forest Movement, Asia Indigenous peoples Act, Plantation study Group (Japan)
Dams		
Non - Traditional slash and Burn	Metal / Minerals(uranium, copper, etc)	<ul style="list-style-type: none"> • Developing Technical Alternatives: non-tropical plywood
Over grazing	Manufacturing Population Explosion Injustice / action	

Underlying causes

- Lack of international / system
- Resources are cheaper than Japanese.
- Decline of Primary Industries in north.
- Hollowing out of secondary industries.
- Weak governance

図 2 グループ 2 のワーク結果

グループ 2 では直接的、間接的な現象としての要因を整理し、それら要因に対してどのようなアクションができるか/すべきか、という提案をした。提案内容のほとんどは消費国に向けられたもので、私たち日本がどう行動すべきか、という提案である。また、表外のボックスに記したように、表中に挙げられたすべてのドライバーは構造的、または根源的な問題につながっていると考えた。

資本主義の中心は、従来の北側の国々から第三世界へ移行しつつあり、しかもより一層の集中と拡大を求めているが、そうした流れを制御・管理するようなシステムが存在せず、脆弱なガバナンス等も相まって、資源、労働力など、第三世界への依存度は一層増していることが、熱帯林減少へつながっていると考えた。

(グループ 3: 生産国 NGO)



Globalised system/Capitalist/Economic
<ul style="list-style-type: none"> Trans national hit and run logging Plantation Domestic timber pricing of consumer countries Over consumption Dictatorship
Militarization
International/national financial institution
Poor political governance & Flawed economic policy
<ul style="list-style-type: none"> Land baking Insecurity of community rights Climate chance Extractive industry DAMS Illegal practices (e.g. Transfer-pricing) SABL

図 3 グループ 3 のワーク結果

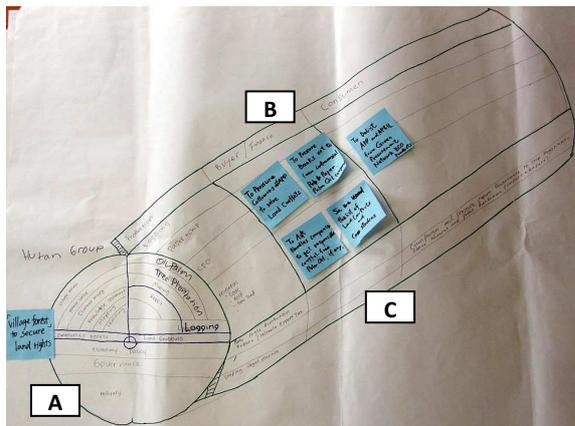
グループ3では、グループ1のものが消費国の視点から俯瞰してみた森林減少・劣化システムであったものに対して、より大きな視点、且つ途上国の視点で世界の全体のシステムを俯瞰しているものである。図では、キーワードで個々の現象や脆弱と言われる途上国のガバナンスの背景にあるものを導き出し、構造的に整理している。具体的には、グローバリズム、資本主義、そして経済システムが様々な個々の要因のいわゆる“母親”で、その“子供”として軍事化や脆弱・欠陥ガバナンスや経済政策といった要因があり、その“孫”として、ダム開発や気候変動といった具体的な現象が表れている、といった分析である。

本セッションでは、森林減少・劣化のドライバーを、消費国と生産国、消費国と生産国、先進国と途上国、そして具体的な現象とその背景にある大きなシステム、といった複数の対比によるドライバーの分析を深めることができ、様々な複合要因が絡み合っって熱帯林減少・劣化という現象につながっていることが確認された。

2.4. 各国ごとの熱帯林保全取組みの可能性の検討

総論として熱帯林減少・劣化のドライバーに対する共通認識を確認した後は、海外 NGO が国ごとに、より具体的なドライバーやその他詳細な事例情報等に関して、フリーに情報提供する場を設けた。日本の NGO は各々関心のある国に分かれ、情報共有や今後の協働の可能性を検討する場とした。以下、各グループの結果を見ていく。

(グループ1:インドネシア)



A 部

Village forest	Oil Palm
Forest value	Tree Plantation
Climate micro	Mining
Knowledge communication	Logging
Mapping	REDD plus
Learning	Land Grabbing
Community Forest	
Economy policy	
Governance	
Military	

B 部

Production	Buyer/Finance	Consumer
logging	<ul style="list-style-type: none"> •To Pressure Customers of APP to solve Land Conflicts •To pressure Banks not to loan controversial Pulp and Paper. Palm Oil company •To Ask Noodles companies to get responsible conflict free Palm Oil if any. •So, we need the list of land conflicts and case studies. 	To delist APP and APRIL from Green Purchasing Network ECO Products.
paper + chip		
CPO		
Mineral		
- coal		
- gold		
- iron sand		

C 部

Make High Retribution Export / Increase Export tax.		
		Campaign and pressure Japan Governance to stop negotiation above mineral and paper retribution (import/Export)
Stopping illegal practice		

図 4 インドネシアの熱帯林保全に向けた取り組み案

グループ 1 のインドネシアに関しては、インドネシアの生産／輸出品目を整理し、それら品目について、主に日本側を対象として、消費者と事業への資金拠出者、または金融機関を対象としたそれぞれ異なるアクション案を挙げた。またそうした案の実現に必要なインドネシア側の情報や調査等についても言及した。例えば、紙製品に関して、シンガポールに本社を置くアジア最大級の製紙会社を対象に、その製品の消費企業や投融資企業に対して圧力をかけていき、それに必要な訴訟事例等を現地側で整備する、といった計画である。

(グループ 2: マレーシア)



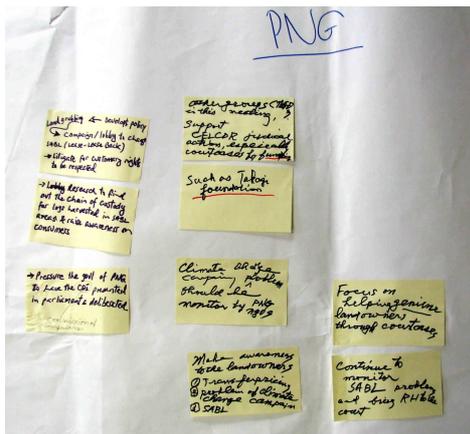
	(ILLEGAL) LOGGING	Palm oil
SAM	<ul style="list-style-type: none"> •Facts Evidence from sites. •Commission Research Report. •Court Cases. 	<ul style="list-style-type: none"> •Trace up the supply chain. •List of Companies
Collaboration	<ul style="list-style-type: none"> •Human Network (knowledge/Expertise) Sharing. •Workshop to brief / discuss court decisions Malaysia →Japan. •Civil action list completion. 	<ul style="list-style-type: none"> •Supply chain Research. •Linking Palm Oil companies with on site affiliates subsidiaries.
J-NGOs	<ul style="list-style-type: none"> •Research / Report •LOBBYING/Dialogue with decision Maker's policy. 	<ul style="list-style-type: none"> •Supply chain of palm oil Companies, traders to Japanese Market. •Case study Report. •Bank / Investment campaign
International		

図 5 マレーシアの熱帯林保全に向けた取り組み案

グループ 2 のマレーシアに関しては、対象とするドライバーを森林伐採(商業伐採、農地転換を含む)行為と、製品であるパーム油とに絞込み、マレーシアと日本 NGO と、双方でアクション項目を挙げ、協働できるところについて整理を試みた。

森林伐採に関しては、現地側では伐採地域における違法行為や環境破壊の事例、およびその行為を巡る地域住民との訴訟事例の整理、日本側では既存の文献調査や議員等へのロビー活動を挙げ、協働項目として、人材・専門知識等の共有や法規制や訴訟問題を学ぶワークショップの開催などが挙げられた。

(グループ 3: パプアニューギニア)



- Development policy → Land grabbing → campaign / lobby to change SABL (lease — lease Back) → Litigate for customary rights to be respected.
- Research to find out the chain of custody for logs harvested in SABL areas and raise awareness on consumers.
- Pressure the govt of PNG to have the COI (Commission of inquiry) presented in parliament and deliberated.
- The groups (NGOs) in this meeting should support CELCOR judicial actions especially court cases by fundraising such as Takagi foundation.
- Climate change campaign problem should be monitored by PNG NGO's.
- Make awareness to the land owners 1) transfer pricing, 2) problem of climate change campaign, 3) SABL
- Focus on helping genuine land owners through court cases.
- Continue to monitor SABL problems and bring RH to the court.

図 6 パプアニューギニアの熱帯林保全に向けた取り組み案

グループ 3 のパプアニューギニアに関しては、目下、同国 NGO および日本の NGO が最も問題視している同国政府の政策について、議論が深まった。

具体的には、特別農業用借地権 (Special Agriculture and Business Lease, SABL) と呼ばれるもので、政府が一時的に開発事業者へ認可する土地の借地権のことである。これには勿論、実際の土地所有者の同意が必要なのだが、現実には、開発事業者による、例えば地権者の名前を利用して認可を得る、地権者に契約内容を適切に伝えず、わずかな補償金で署名をさせる、そもそも説明、同意、そして補償の何もなしに名前のみ記載して認可を得る、といった行為が横行しており、結果的に土地所有者の有する森林は、無残にも開発事業者によって更地にされている。さらに悪質なことに、アブラヤシ農園等の農地転換を理由に認可された事業許可に関わらず、森林伐採後、そのほとんどはアブラヤシすら植栽されずに放置されてしまっている。

この問題は土地収奪問題の一つとして、広く問題視されているものの、日本国内における認知度は非常に低いため、どのようにして広く知ってもらうか、といったことが検討された。

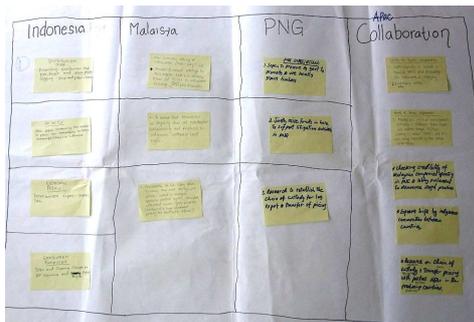
本セッションでは、日本の NGO と熱帯諸国の NGO と、双方が具体的にどんな情報を有して、どんなアクションにつなげようとしていることが共有され、相互に不足している情報やアクションの確認、そして様々な具体的協働案を話し合うことができた。また全体共有の場で、マレーシア NGO から「日本の NGO が把握していること、把握していないことがわかった。また違法／合法という言葉について日本での使われ方はマレーシアのそれと異なり新たな情報だった」とか、「日本の NGO は、マレーシアにおける判例に関する情報とその理解が不十分であり、今後、そこを補うワークショップのような場を設ける必要がある、と考えている」といった発言や提案も出た。

なお、この提案がきっかけとなり、2.7 で後述するマレーシアの判例ワークショップが実現した。

2.5. 日本 NGO と熱帯諸国 NGO、双方の期待

ワークショップ最終日の3日目は、前日の議論を受けて、日本の NGO と熱帯諸国の NGO とが、お互いに期待することや、協働アクション案について深める議論の場を設けた。2日目同様、議論を深めるため、日本の NGO を2つのグループに、そして熱帯諸国 NGO のグループの3つのグループに分かれて議論を進めた。以下、その結果を見ていく。

(グループ1:熱帯諸国 NGO(インドネシア、パプアニューギニア、マレーシア))



Indonesia	Malaysia	PNG	Apac Collaboration
<u>Distribution map researching</u> Distribution map who is buyer and what product Logging - pulp and paper - minerals.	More systematic sharing of information (two - way) and Annual / Bi annual meetings for this purpose (not in a workshop format but developed to information exchange, relevant work plan discussions).	PNG EXPECTATIONS Japan to pressure its govt to promote and use locally grown timbers.	<ul style="list-style-type: none"> •South to South cooperation Sam's capacity is limited in terms of skills and knowledge for international lobbying and advocacy works. •South to South cooperation Malaysia's political and economic situation is different from Japan and Western Europe. Political opening is recent (2008) and it is also being impacted by the same corporations.
<u>Country to community</u> How Japan community has interest to forest can connecting to forest community (village) in Indonesia.	To ensure that discussions on illegality does not overshadow sustainability and emphasis on indigenous customary land rights.	Jointly raise funds in here to support litigation activity in PNG.	<ul style="list-style-type: none"> •Checking credibility of Malaysian companies operating in PNG and lobby parliament to denounce illegal practicals.
<u>Economic Policy</u> Intervention export - import - tax.	Consideration to link lobby efforts by linking them more directly with political regime, corruption, wide spread human rights violations (existence of a huge movement pushing for democratic reforms).	Research to establish the chain of custody for log export and transfers of pricings.	<ul style="list-style-type: none"> •exposure trips by indigenous community between countries.
<u>Consumer Behavior</u> Soft and creative Campaign for effective and recycle paper.			<ul style="list-style-type: none"> •Research on chain of custody Transfer pricing with partners NGOs in the producing countries.

図 7 熱帯諸国 NGO からの案

グループ1では、各国ごとの日本へのリクエストと、熱帯諸国3カ国での横断的な協働に関して整理した。熱帯諸国間の協働については、先住民が巻き込まれている開発事業等に関して、どんな対策や支援等があるのか外部への発信、価格推移に関する共同調査などの案が挙げられた。また各国から日本へのリクエストは、以下であった。

インドネシアからの期待:

- インドネシア産の紙製品の購入企業の情報が欲しい
- インドネシア各地のコミュニティと日本の NGO とのリンクを増やしたい。そうすることでサポートも増えるだろう
- 日本でインドネシア産の製品輸入に際して関税を上げるような政策

パプアニューギニアからの期待:

- 日本 NGO として、輸入材ではなくて、国産材をもっと利活用していくよう働きかけること
- 協働／合同で活動資金獲得を実施したい
- 木材貿易におけるサプライチェーンの調査、特に価格面での不公正を突き止めるような調査を実施したい

マレーシアからの期待:

- 日本の NGO とのシステムティックな情報共有。例えば年一回、または二年に一度の会合で、形の決まったワークショップ形式ではなくて、フレキシブルな形態が望ましい。また同時に活動計画を話し合う機会もほしい
- 合法性／違法性について、きちんと議論する場を持ちたい
- マレーシアのガバナンスを改善させるためにも、海外からの圧力が欲しい
- マレーシアにおいて国際キャンペーナーが必要であれば、関心のあるマレーシア人スタッフを海外へ派遣してトレーニングすることも考えている。しかし資金的支援が必要

(グループ 2: 日本 NGO)

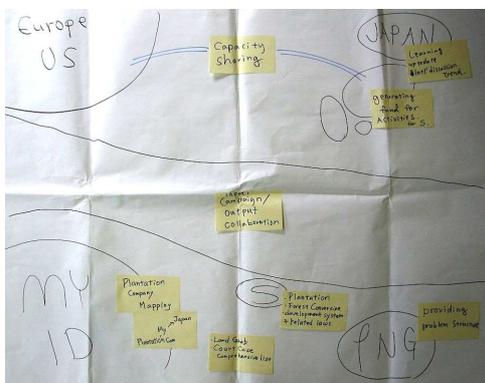
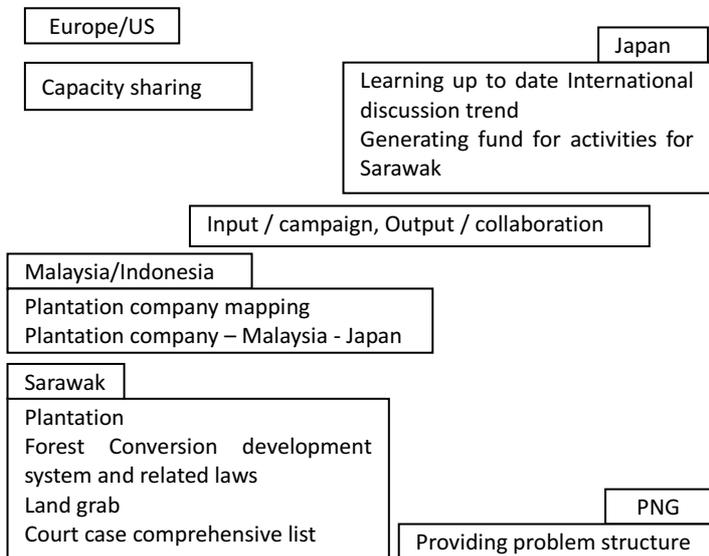


図 8 日本 NGO の案 1



グループ 2 では、最初に着手する具体的な取り組みとして、様々な情報の共有が不可欠だと考え、各国からどんな情報が必要なのか、得られるのか、といった視点で整理した。内容を見てみると、1)具体的な事例のリストが欲しい(土地収奪、オイルパーム、伐採、土地を巡る裁判リストなど、または生産企業、輸出企業のリストなど)、2)どんな法規制やシステムが森林の用途転換を許しているのか、に関する基礎的な情報、などが挙げられた。

全体共有の場的一幕で、「グループ間でインドネシア、マレーシアの情報については一定レベルの基礎情報が共有されていたが、パプアニューギニアの問題(例えば SABL)については、基本的な理解が及んでいない」との報告に対して、パプアニューギニアの NGO が「SABL 等の問題についてまとめた報告書があるのですぐに共有する」とのやりとりがあり、本セッションの最初の成果となった。

(グループ 3: 日本 NGO)



	PNG	Malaysia	Indonesia
Judicial	Put full efforts to help land owners to protect forests through court cases.	To SAM Help J-NGO's court precedent on NCR (SCC)	
First step	Research on trade and traceability for campaigners.	Strategical Discussion for companies. To SAM Help us find a way to distinguish between MLH selectively logged timber To SAM Help trace the supply chain supply chain of palm oil from ground to Intl market.	Collect Data about forest situation. Keep in touch closely to share information.
Cross cutting	Rimbunang Hijau / WTK campaign	Oil palm plantation Expansion campaign.	Wood products trading campaign.

図 9 日本 NGO の案 2

グループ 3 では、各国ごとの現状や熱帯林に対する脅威を再確認した上で、協働によるキャンペーンやアクション案を出し、その実現のための情報やステップについて議論し、その段階ごとのリクエスト等が検討された。

具体的には、①パプアニューギニアではまだ森を失っていないコミュニティも多く存在し、既存の本来の熱帯林を守る可能性が残されており、同国内の諸問題をまだ知らない人々に声を届け、彼らが裁判に訴えるよう促すことはとても大切である、②マレーシアでも多くの先住民族が土地の権利を主張すべく裁判に訴えている現状である、③インドネシアでは、日本の NGO や組織とインドネシアの地域のコミュニティとがつながるようになると、情報がさらに広がり彼らの支援も増強される、とした現状を確認した上で、パプアニューギニアではリンブナンヒジャウ社や WTK 社といったマレーシアの伐採企業^{xvi}を対象としたキャンペーン、マレーシアではオイルパームプランテーション拡大に対するキャンペーン、そしてインドネシアでは紙や木材貿易に対するキャンペーンといった参加団体横断的な協働案に期待が膨らんだ。

本セッションの全体共有の場で行われた目立った発言を幾つか拾っておきたい。

マレーシア NGO からは、マレーシアの法規制と判例を体系的に学ぶワークショップの開催を実現したい、とのメッセージがあった。また日本の NGO からは、熱帯諸国の現地にて被害を受けた人々への支援等に議論が集中しがちだが、伐採される前に土地所有者に様々な情報を提供し、伐採や被害を未然に防ぐ活動もしなければならない。つまり既存の手付かずの森林を守る活動にも取り組んでいく必要があり、さらには本来の輸入合板の使用量を減らす努力をしなければならないのではないか、との意見も出された。

^{xvi} リンブナンヒジャウ (Rimbunang Hijau) 社や WTK 社は、マレーシア・サラワク州に本社を置くマレーシア企業。近年、彼らの海外進出は目覚しく、彼らを含むサラワクの林産業社は、パプアニューギニア、ソロモン諸島、インドネシア (パプア州)、ガイアナ共和国、ロシアなど、依然森林資源を有している国々で伐採事業を展開している。同時に同社らは、サラワク州内の林産業社として重要な日本の木材貿易パートナーでもある。したがって、今回の参加団体の共通の活動対象として考えられたのである。

2.6. 経験交流ワークショップのまとめ

2.6.1. 今後の熱帯林保全活動継続について

本経験交流ワークショップの最後のセッションとして、ファシリテーターから3つのテーマ(今後の熱帯林保全活動の継続、新しい人材確保、新たな脅威や活動拡大)を提起し、参加者全体で自由に意見交換を行った。以下、幾つか印象に残ったコメント、意見を記す。

熱帯林保全活動の継続、新しい人材確保について

- 専従の事務局スタッフと資金の確保が重要。一度専従がいなくなると団体として再起が難しくなる
- 日本のNGOではボランティアベースながら、精力的な活動を長く継続しているNGO団体もある(例えばウータン森と生活を考える会)
- FoE Japanも1990年代一度活動継続の危機に直面したことがある。ただし継続する努力を続け、再起し、専従を失うことを避けられた
- 活動していること(visibility)を示し続けることはとても重要。WEBサイト更新、記事やステートメントの発信など、少ない労力で続けられるものがあれば続けていく必要がある
- 若手に取っては、実際に現場に赴き、現実を見ることが最も重要だと考えている
- (自身や同世代以下の若者を見て)若者にとって森林問題は非常に難しい。なぜなら、東京や近郊に住む環境意識の高い若者には森とのつながりや自然とのつながりがなく、想像力が働かない、または考えが及ばない。各種森林セミナーがあったとしても、技術的や制度等の複雑な情報は、彼らには理解が困難で、理解できないとすぐにあきらめてしまう。もしくは自分と関係のないこととして目を伏せてしまう傾向がある。したがって彼らにアプローチするためには、その情報提供の手法から考える必要がある。わかりやすい情報提供からはじめなければならない

新たな脅威や活動拡大について

- 中国にはAPPが進出していて、日本の企業(印刷会社)がすでにビジネスを考えている
- ミャンマー(ビルマ)は目下、日本にとってあらゆる開発事業の最前線で今後注視する必要がある。すでにプランテーション調査グループ(メコンウォッチ)が関与している。グローバル・ウィットネスも調査を手がけており報告書が出ている
- リンブナンヒジャウ(RH)のキャンペーンに関しては、もしもマレーシアで政権交代が起これば、マレーシア人権委員会(SUHAKAM)がRH等の問題について大きな関心を寄せているので、何か起こるかも知れない

2.6.2. 森林減少・劣化のドライバーと参加団体の活動計画との対照表

本経験交流ワークショップの成果の一つとして、前述の 2.3 で出された様々な熱帯林減少・劣化のドライバーと、同じく前述の 2.2 の表 3 にまとめた各団体の今後の取り組みとの対照表を表 4 にまとめた。

本表作成の目的は、本ワークショップを通して参加者全員で共通認識を得た熱帯林減少・劣化のドライバーが巨大、且つ多種多様であり、対処するにはあまりにも NGO のリソースが不足しているものの、少しでも問題をよりよい方向に導くべく、私たち NGO の取り組みを最大限、効率的、効果的、そして戦略的にし、各々の活動の重複を避けるために必要と考えたためである。

表では、各ドライバーを各列に並べ、それぞれ生産側と需要側の取り組みがマッチするところへ分類した。なお複数のドライバーに対応していると思われる活動は同じものを何度も記入している。また表に収まりにくい非常に大きなドライバーは、表内のドライバーに影響している根本的な問題として、またはその他の問題として、一旦欄外に整理した。

表全体の分布から、生産側と需要側と双方で取組みがリンクしている問題、取組みが集中している問題、生産側と消費側のどちらかのみ取り組んでいる問題、そして空欄、つまりどちら側も対応できていない問題がわかる。本表を参照することで、本ワークショップ参加メンバー間、および新たに関係を構築できる団体との活動の重複を避け、協働を促進し、最大限の活動効果を目指すことができると考える。

表 4 ドライバー特定

Globalised Capitalist Economic System				
UNDERLYING DRIVERS			UNDERLYING DRIVERS	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ militarization ➤ dictatorship ➤ poor political governance ➤ corruption ➤ low business ethics ➤ lack of political will ➤ efficiency of harvest / technology innovation 			<ul style="list-style-type: none"> ➤ over consumption ➤ consumer behavior ➤ corruption ➤ low business ethics ➤ lack of political will ➤ weak governance 	
Supply countries			Demand countries	
Driver		Activity	Driver	Activity
illegal practices	transfer pricing	•make awareness to the land owners on transfer pricing	transfer pricing	
	lack of legally binding regulation		illegal imports	
insecurity of community rights	logging (TNC)			<ul style="list-style-type: none"> •research / report •lobbying / dialogue with decision makers / policy •human network - knowledge / expertise sharing (joint) •civil action list completion (joint) •assist companies to establish procurement policy •lobbying J-govt to strengthen guidelines and enact new laws •research supply chain of timber products from Sarawak
	plantation	oil palm	<ul style="list-style-type: none"> ✓trace up the supply chain ✓list of companies ✓supply chain research (joint) ✓linking palm oil companies with on site affiliates / subsidiaries (joint) - "village forest" to secure land rights 	food / palm <ul style="list-style-type: none"> •supply chain of palm oil companies to Japanese market •case study report •bank / investment campaign •supply chain research (joint) •linking palm oil companies with on site affiliates / subsidiaries (joint) •to pressure banks not to loan controversial pulp & paper, palm oil companies •to ask noodles companies to get responsible conflict free palm oil •we need the list of land conflict and case studies
		tree	- "village forest" to secure land rights	housing, paper, furniture

	land grabbing	SABLs / joint ventures	<ul style="list-style-type: none"> ■ campaign / lobby to change SABLs ■ litigate for customary rights to be respected ■ research to find out the chain of custody for logs harvested in SABL areas and raise awareness on consumers ■ continue to monitor SABL problems and bring RH to the court ■ focus on helping genuine land owners through court cases ● make awareness to the land owners on SABL 		<ul style="list-style-type: none"> ● other groups in this meeting support CELCOR judicial actions, especially court cases by funding such as Takagi foundation.
	dams				
	extractive industry	mining	oil / gas	- "village forest" to secure land rights	energy / electricity / transport
coal			- "village forest" to secure land rights	energy / electricity	
metal / minerals (uranium, copper)		- "village forest" to secure land rights	minerals		
	Non-traditional slash & burn				
	lack of free, prior and informed consent				
	over grazing				
ecological impact of climate change					
purported climate change solutions	REDD, carbon credit		<ul style="list-style-type: none"> ■ pressure the govt of PNG to have the commission of inquiry presented in parliament and deliberated ■ climate change problem should be monitored by PNG NGOs ● make awareness to the land owners on problem of climate change campaign ● field research & filming prospective REDD+ project site in Kalimantan 		<ul style="list-style-type: none"> ● research on carbon market development
economic policy	IFI			IFI	
	investment			investment	
			- "village forest" to secure land rights		

lack of international system	triangular trade	<ul style="list-style-type: none"> - "village forest" to secure land rights ■ research to find out the chain of custody for logs harvested in SABL areas and raise awareness on consumer ✓ trace up the supply chain ✓ list of companies ✓ supply chain research (joint) ✓ linking palm oil companies with on site affiliates / subsidiaries (joint) 		<ul style="list-style-type: none"> ● supply chain of palm oil companies to Japanese market ● research supply chain of timber products from Sarawak ● supply chain research (joint) ● linking palm oil companies with on site affiliates / subsidiaries (joint)
unclear tenure / boundary				

0 注: 表中、文の接頭記号はそれぞれ各国の取り組みを意味する
 ”●”: 日本、“-”: インドネシア、“■”: PNG、“✓”: マレーシア

- | |
|----------------------|
| Other drivers |
|----------------------|
- _ legal binding regulations
 - _ over population / consumption
 - _ global north-south problem
 - _ ignorance of true forest value
 - _ domestic timber pricing of consumer countries
 - _ low cost / high profit as resources
 - _ resources are cheaper than Japanese
 - _ population expansion
 - _ decline of primary industries in North
 - _ lack of international system

2.6.3. 経験交流ワークショップの振り返り

本ワークショップ開催当初、参加メンバーによる熱帯林保全に関する提言、または声明のようなものを策定することを視野に入れていた。しかし、ワークショップの議論の流れと参加メンバーの希望が、外部へ向けた発信といった成果よりも、参加者自身のより具体的なアクションにつながる実効的、実務的な成果を望むものであったことから、本ワークショップ内で詳細なワーディングに十分な時間を割き、参加メンバーの十分な合意を得らるような文書を作成する手続きは取らなかった。その代わりとして事務局で準備した簡易な報告案について参加者間で共有し、FoE Japan からの開催報告とすることとした。以下に、報告文書を記す。

経験交流ワークショップ開催報告 (FoE Japan)

森林減少を食い止め、先住民族や地域住民の権利を尊重した 未来型の森林資源の利用と保全の形態を模索するワークショップ 2013年6月24～26日、国立オリンピック記念青少年総合センター(東京・代々木)

20名前後の参加者によって3日間に渡る熱帯林保全のためのワークショップを開催した。参加者は、インドネシア、マレーシア、パプアニューギニア、そして日本のNGO10団体と多様なメンバー構成だった。ワークショップの開催前に、参加者の一部は日本の森林の状況を学ぶための林地見学会に参加していた。

この狙いは、過去約30年間の熱帯林保護活動を見直し、学びを得ることと共に、自分たちの努力と全ての活動を再活性化することだった。私たちの認識として、今日の熱帯林とそこに生活する地域の人々にとっての脅威は、過去に例の無い深刻なものとなっている。

過去30年を振り返る

私たちは1980年代から今日に至るまでの、熱帯林保護のために組織が取り組んできた主な努力の結果や活動を振り返った。そこから、熱帯林を守るために多大な努力がなされてきたことを知ることができたが、未だ多くの森林が減少・劣化し、問題は深刻なままである、ということも明らかになった。

熱帯林減少・劣化の背景の問題を知る

熱帯林減少・劣化と、その解決法の背景に潜んでいるものは、膨大で複雑、そして国際的資本主義経済システムの一部であることを参加者一同で共有した。また、軍事化、独裁主義、政治、自治政権、汚職、レベルの低いビジネス倫理、変化への政治的意思の欠如、テクノロジー、人口、大量消費、そして消費者行動等、多くの要因が熱帯林減少・劣化に関係している。最終的には、これら全てに加えさらなる要因が、森とそこに暮らす人々に影響を及ぼしている。

熱帯林減少の重要な原因、ドライバーの特定

私たちは、何が熱帯林減少・劣化を加速させるカギとなり、原因であるのかを話し合った。その中で出てきたものには以下だった。

違法伐採や違法貿易活動、または経済活動が真にどのような影響を及ぼすのかという配慮を欠いた経済政策や企業活動、木材貿易の輸出入を隠蔽するための移転価格操作トリック、法的拘束力の欠けている法規制、企業による過剰伐採、プランテーションの拡大、土地収奪、ダム建設、搾取産業、非伝統的使い捨て農業、気候変動による生態系への影響、意図的な気候変動解決策(例:REDD、炭素クレジットシ

システム)、不安定な地域社会権、現地の人への FPIC(事前の自由で十分な情報提供に基づく同意)の欠如、家畜の過放牧、または国際金融機関や民間投資による破壊金融など。

熱帯林保全への活動

現在と将来に向けて必要な活動について一般的な取り組みから特別なものまでリスト化した。これは私たちの努力の見通しを作り視覚化する目的からである。私たちは熱帯林を有する国々自身と、そこから資源提供を得ている国々との協力を強化するためにはどうしたらよいかを考えた。

- 熱帯林減少・劣化の背景にある原因や要因に対する統合的かつ包括的な理解の必要性
- ワークショップ中にリスト化した、明確なターゲットを絞った活動の必要性
- 経済と人間活動が真に及ぼす影響を鑑み、経済システム自体が変わる必要性への理解
- 過去取り組んできた努力を評価し、運動として今後も続けていくこと、そして熱帯林保護とそこに生活がある人々の権利を守るため、その努力と支援を社会に広めていくことの必要性
- 熱帯林保護活動は何世代何十年にも及ぶ努力であり、包括的視点を必要とするものの、同時に特定の問題に焦点を当てて取り組む必要があることを認識した。今後取り組みたい、その意思のある多くの活動案をリスト化し、各々の活動マップを作成するため、さらなる参加や賛同を期待する

2.7. 経験交流ワークショップの成果－マレーシア判例ワークショップ

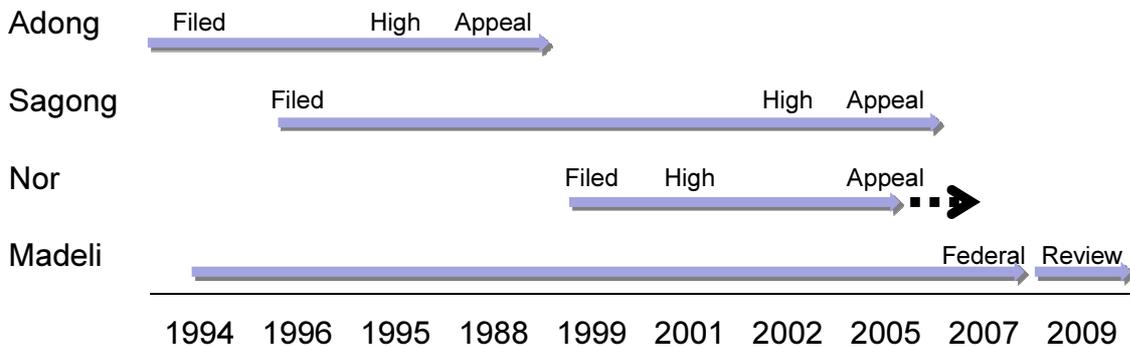
本章最後に、本経験交流ワークショップの成果の一つとして実現したマレーシア判例ワークショップについて触れたい。

前述のとおり、経験交流ワークショップをとおして、日本の NGO は、マレーシアで過去 20 年間、先住民族の慣習的な土地の権利を擁護し、森林・林業ガバナンスに大きな影響を与えてきた幾つかの重要な判例があることを十分に理解しておらず、ロビー活動等に活かしきれていない、という課題がマレーシア NGO から指摘によって明らかになった。この課題を克服すべく、マレーシア NGO、Sahabat Alam Malaysia (SAM) の協力を得て、弁護士でサラワク州議会議員でもあるバル・ビアン氏を講師に迎え、2013 年 11 月 6 日から 7 日の 2 日間、地球環境パートナーシッププラザ(GEOC)にてマレーシア判例ワークショップを開催した。参加者は経験交流ワークショップに参加した日本の NGO と、多くの環境問題を手掛ける弁護士を交えた計 8 名だった。以下に、プログラムの内容を記す。

1. イントロダクション: マレーシア建国の歴史、森林・林業、土地、先住民族の権利に関するガバナンスと法制度体系について
2. 重要な判例について:
 - ▶ 判例 1: アドン・クワウ (Adong Kuwau) – ジョホール州
 - ▶ 判例 2: サゴン・タシ (Sagong Tasi) – スランゴール州
 - ▶ 判例 3: ノル・ニヤワイ (Nor Nyawai) – サラワク州
 - ▶ 判例 4: マデリ・サレー (Madeli Salleh) – サラワク州
3. ディスカッション: 以下の二項目が何を意味するのか?
 - ▶ 先住民族の合意なしに彼らの土地で伐採された木材の合法性に関する司法判断
 - ▶ 司法判断とマレーシア人権委員会の見解を無視した行政府と立法府
4. 情報提供: 森林・林業、土地、先住民族などの関連情報、および企業やプランテーションに関する情報へのアクセスについて



ワークショップは、またとない機会ゆえ、参加者全員が重要な判例の内容とそれが意味するものについて完全に理解し、疑問点はすべてワークショップ開催中に解消することを目標に掲げ、進行にとらわれず、じっくり細部まで突っ込んだ議論を重ねた。このワークショップで習得できたことを以下に簡単にまとめておく。なお図 10 は重要な判例の関係性を理解する際の補足資料として判決言渡を年表にしたものである。



注： 図中標記について、High: 一審(地裁)、Appeal: 二審(高裁)、Federal: 三審(最高裁)、Review: 司法審査を意味する

図 10 マレーシアの重要な判例年表

重要な判例 1: アドン・ビン・クワウ 対 ジョホール州政府(1994 年提訴)

半島部ジョホール州の先住民族コミュニティが慣習的、伝統的に生活を依存してきた 53,273 エーカーの土地が取水ダム建設用地になってしまった事例。一審(1995 年)、二審(1998 年)とも原告勝訴で、被告の上告は棄却された。

本裁判はカナダ、オーストラリア、ナイジェリア、米国などの判例を参照し、その後の裁判に大きな影響をもたらすものとなった。本判例によって確立されたのは、①先住慣習権は判例法に基づき用益権を有し、またマレーシア憲法第 13 条において保障されている占有権も有する、②成文法の制定は判例法に基づく先住慣習権の消滅、消失を意味しない、③先住慣習権は特別な様式等の書類を必要とするものでなく、さらに先住民族コミュニティの文化・慣習法に基づく権利であること、などである。

重要な判例 2: サゴン・タシ 対 スランゴール州政府(1996 年提訴)

半島部スランゴール州のブキットタンポイ地区の先住民族トゥムアン(Temuan)が Aboriginal Reserve として慣習的に取得した 38,477 エーカーの土地がクアラランプール国際空港に続く高速道路建設用地になってしまった事例。一審(2002 年)、二審(2005 年)とも原告勝訴の後、州政府が訴訟を取り下げた。

本裁判はアドン・ビン・クワウの判例を参照し、以下を確立した。①先住慣習権は明瞭明白な法規制、

またはそれに基づく実効手段にのみ基づき消滅させることができるが、適切な補償は支払われなければならない、②マレーシア憲法 13 条で保障されている人々の土地の占有権を保護するために、土地取得の際には 1960 年土地取得法(Land Acquisition Act 1960)を適用しなければならない、③政府は人々の先住慣習権を保護しなければならない後見的義務を有する。

重要な判例 3: ノル・アナ・ニャワイ 対 ボルネオパルププランテーションなど(1999 年提訴)

サラワク州ビントゥル県スカバイ(Sekabai)河沿いの先住民族コミュニティ、ルアン村(Rh Luang)とノル村(Rh Nor)の住民が、代々狩猟採集等に利用していたコミュニティの保全林がボルネオパルププランテーション等の事業地になってしまった事例。一審(2001 年)原告勝訴、二審(2005 年)は原告敗訴ながら、イバン人の慣習法や先住慣習権に関する用語等については、一審の判決を支持した。その後、原告は上告したものの証拠不十分でのみ棄却された。

裁判では、家屋や耕作地以外の狩猟採集用に保全していた森林(または休耕地として回復した森林)に先住慣習権が適用されるかが争点となった。アドン・ビン・クワウやサゴン・タシの判例が参照された一審判決は、耕作地(*temuda*)、狩猟・漁業・林産物・非木材林産物採集地(*pulau*)、テリトリー全体(*pemakai menoa*)という表現やコンセプトはブルック王朝時代から現在まで依然廃止されていないと判断し、原告は先住民族として、耕作地のみならず狩猟用の森林についても先住慣習権を有すると判断した。

重要な判例 4: マデリ・ビン・サレー 対 ミリ県土地測量監督者

サラワク州ミリ県に原告家族が所有していた 6 エーカーの土地に対する補償支払いに関する訴訟。最高裁(2007 年)で原告勝訴。州政府は判決を不服とし司法審査を申請したものの申し立ては棄却された(2009 年)。

原告は 1958 年 1 月 1 日以前に地権者であった証明書類を有し、また原告の土地を含む一帯は 1920 ~1950 年代、開発事業許可地として Sarawak Shell Oilfield Limited に与えられていた土地で、同企業からは「政府から補償が支払われる」との通知があった。その後 1982 年に何ら補償支払いがないまま、州政府によって公園用地(後に学校用地)として指定された。裁判では、アドン・ビン・クワウ、サゴン・タシ、ノル・アナ・ニャワイの判例を参照し、結果、それらの判例を強化するものとなった。①判例法はマレーシア憲法第 162 条の「既存法」に該当するものであり、成文法と同等の効力を有するものである、②明瞭でない言葉や説明が先住慣習権の消失・消滅には必要である。

ワークショップの最後には、日本における今後のアクションに関する戦略会合も持ち、重要な判例によって擁護されている先住民族の土地に対する権利に関して、またその権利を侵害して生産され、日本に輸入されているサラワク産木材に関して、誰に対してどのように説明し、その違法性や人権侵害のリスクについて理解してもらう必要があるのか、などについて議論した。以下はそこで出された案などである。

- サラワク州において、先住民族の土地に対する権利が及ぶ、または及ぶ可能性がありながら依然明確にされていない未測量・未確認の土地や森林は「州有地」とされている。そのような州有地において、先住民族の土地に対する権利に関する事前の十分な調査や、その権利が確認できた場合、事前の情報提供や、十分な補償支払いに基づき、彼らの同意を得たその権利の消失手続きを経ずに、林業や農園開発などの開発事業権や借地権が認可されている場合は、マレーシア司法判断に基づき、その開発事業権や借地権の認可行為はサラワク州土地法、およびマレーシア憲法に対して「違法行為のリスク」が非常に高いことがいえる。
- 上記は、日本のグリーン購入法の下での違法伐採対策・合法木材推進に非常に重要な情報であり、政府や、特に議員を対象としたロビー活動に活用すべきである。また持続可能な木材(原料)調達方針などを有する企業に対しても重要な情報となる。

第3章 日本の森林・林業は今？

本稿第2章において言及された熱帯林の諸問題を客観的に検討する方法として、我が国の森林および林業の歴史と現状を振り返り、セミナー参加者による林業地訪問を通じた森林の視察および小規模林家との対話が試みられた。なお実施に際しては、日本の森林・林業の現状を伝える説明資料が作成され、日本特有の自然条件のみならず歴史的・社会的状況にも影響される林業セクターの現在を浮き彫りにした上で、参加者へ伝えることに焦点が当てられた。

3.1. 日本の森林・林業の現状

現在に至るまで、海外から木材を輸入し続ける我が国であるが、森林地域の面積で見ると、国土の66%にあたる2,500万haが森林に覆われた森林大国である。我が国の林地の内訳において特徴的であるのは、その58%を民有林が占めていることであり、農林水産省の管轄する森林は、約30%に留まっている。このことが統一性のある森林管理政策の導入および森林利用の振興を妨げる一因となっていると言える。

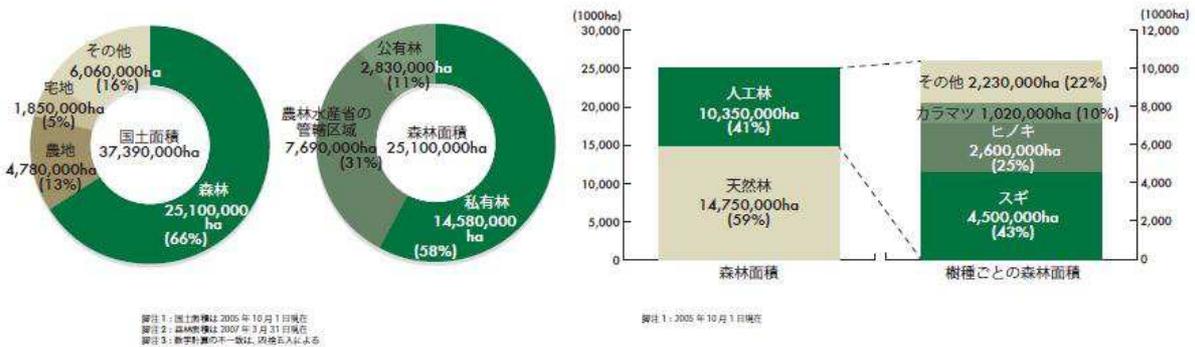
森林における天然林および人工林の割合を比較すると、その41%が人工林であり、領域内の樹種構成としては、比較的生育が早く建築資材としての利用に適したスギやヒノキ等の針葉樹が約80%を占める。

国土の66%は森林に覆われている

森林の41%が人工林であり、その内、約80%が針葉樹

[1] 国土と森林地域の面積の内訳

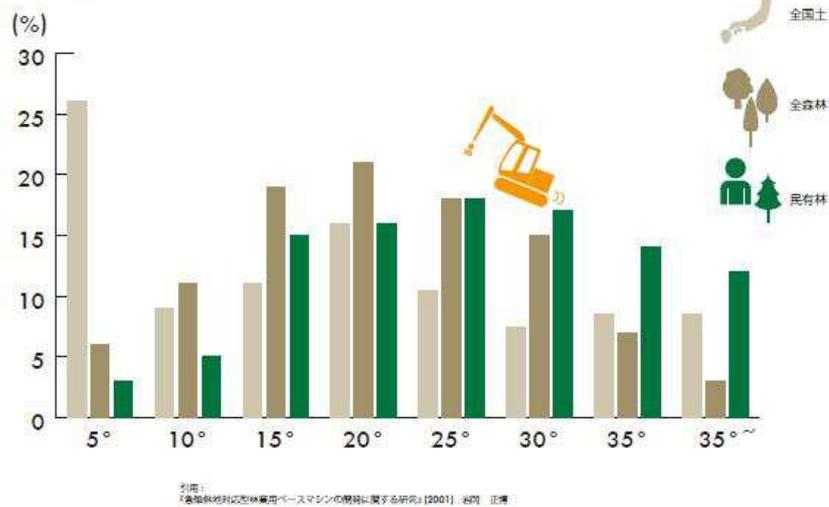
[2] 人工林と天然林の比率と人工林内の樹種の比率



木材としての利用を前提とした造林が進められる反面、正比例的に利用が伸びない原因としては、一方では我が国の森林地帯の地形的要因が関係していると言える。人工林における傾斜分布では、20°以上の急勾配な地域が民有林に集中しており、このことが伐採および搬出を困難にし、採算性を担保した木材利用にブレーキをかけている現状がある。

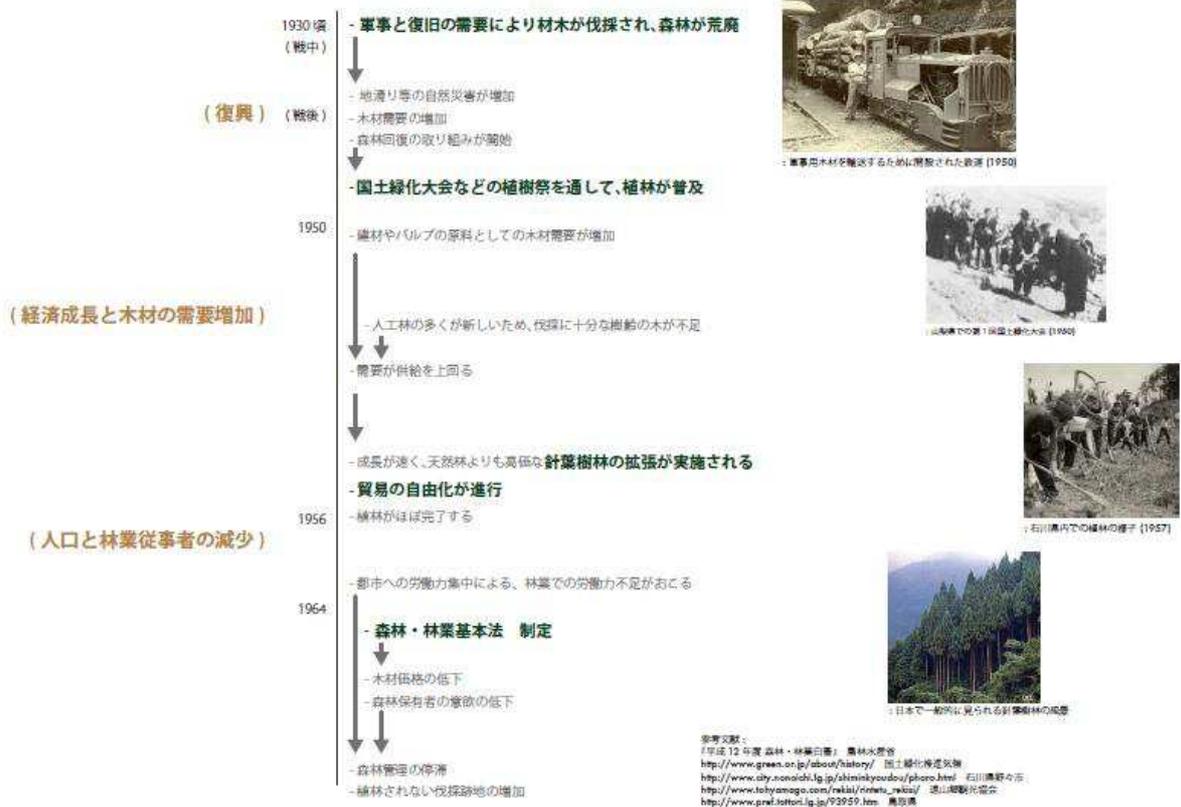
森林地域には急斜面が多い

[3] 人工林での傾斜分布



上述した森林の地形的要因以外に、人工林の木材利用に歯止めをかけた要因としては、1950年代に進行した木材輸入の自由化が挙げられる。戦時中および戦後の木材需要によって減少した森林資源の復興を目的とした国土の緑化が進められたが、木材輸入の自由化および景気の向上に伴う都市部への労働力の集中により我が国の林業は衰退を始め、国産材は価格競争力を失っていったと言える。

森林に関するこれまでの政策と社会



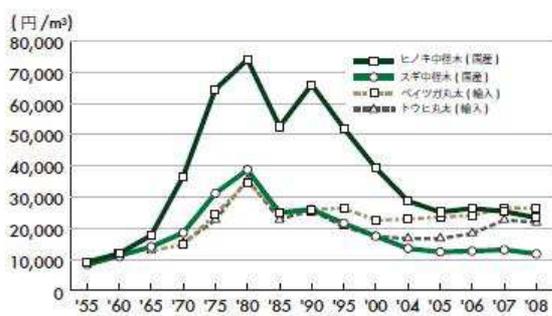
国産材と輸入材の価格を比べてみると一目瞭然だが、大規模林業を主とした外国産材に比べ、国産材は当初、日本国内の経済成長に正比例して値上がり続け、輸入材に対する価格競争力を完全に失っていく。近年の住宅着工数の減少に関連した木材需要の低下により、国産材の価格は低い採算性そのまま推移することになる。

高額な輸送燃料費および人件費により採算性が低いと言わざるを得ない国産材は、スウェーデンやオーストリアのような海外の林業国と比較した場合、生産効率性の観点から非常に遅れている。これには森林地帯の勾配等の地形的要因を背景とした、木材生産体制整備の遅れが大きく関係している。

国産材は**低価格**にせざるを得ない

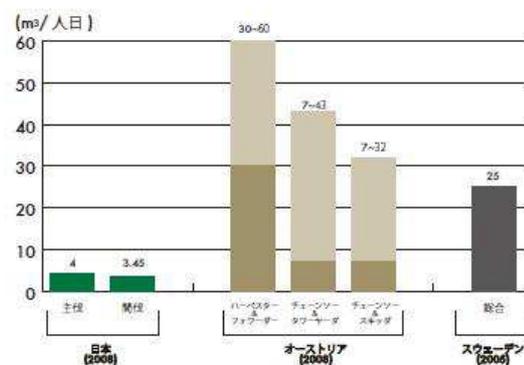
日本の林業は、**生産効率性**で遅れている

[4] 日本材と輸入材の価格比較



引用：『林業活性化の課題～産地発展と木の適正な利用の促進～』(2010) 昭和出版
『平成21年度 森林・林業白書』 農林水産省

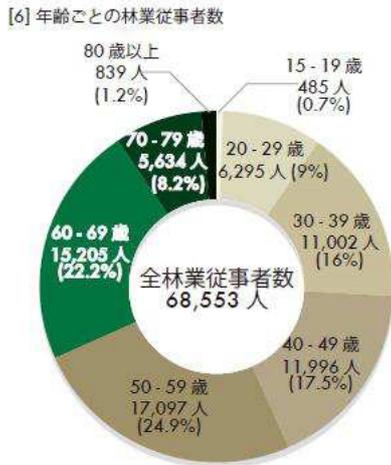
[5] 生産効率性の比較



このような林業の衰退と採算性の低さは、林業従事者の後継者育成にも影響を及ぼしている。2012年時点の林業従事者の年齢構成をみると、50歳以上が全体の55%以上を占めており、高齢化が進んでいるにもかかわらず、後継者が育っていない現状がみてとれる。

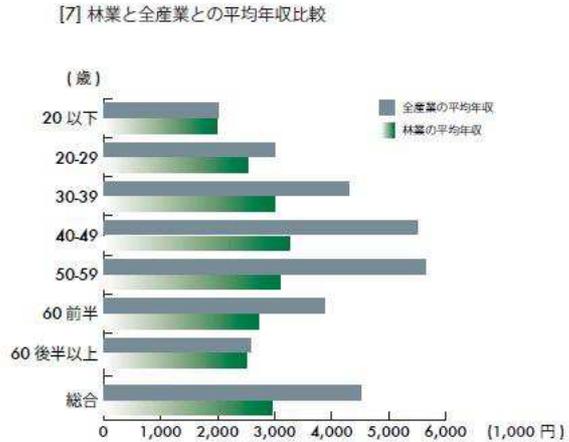
林業従事者の高齢化および後継者不足の問題は、収入の低さにも起因しており、年収でみた場合、全産業平均の65%に留まったままである。労働条件の厳しさにも関わらず収入が依然として低い水準のままであることは、上述した木材価格の低さや生産体制の未発達さに起因しており、国内林業を将来的に発展させる上での妨げになっている。

55% 以上の林業従事者が 50 歳以上



※参考文献：「森林・林業統計年報 2012」農林水産省

林業の平均年収は全産業の 65%



※注 1：全産業(非自給)に関する数値は「就業構造基本調査」に記されている労働者給与と収入についての数値を考慮したものである。
 ※注 2：林業に関する数値は、2007 年のアンケート調査で記された回答者の年齢と収入の数値を考慮したものである。
 ※参考文献：「一目でわかる林業の現状」(アールエフ) 農林水産省

林業従事者数の推移をみると、木材の輸入自由化が進められ、高度経済成長に入った我が国の状況下では減少の一途を辿っており、1965 年から 2005 年までの 40 年で 18% 以下である 4.6 万人にまで減少している。

ここで再び森林の構成へ目を移すと、我が国の森林の 69% を占める民有林(公有林、私有林)のうち、60% は個人所有の私有林となっている。このことは、林業を組織的に発展させる妨げとなっているに加え、林業従事者も減少するなか、個人の林家として十分な森林管理を行なうことを不可能としている。

林業従事者数は、40 年間で 18% 以下にまで減少している

[8] 林業従事者数の変化



※参考文献：「平成 22 年度森林・林業白書」農林水産省

60% 以上の民有林が私有林

[9] 所有者別民有林の内訳

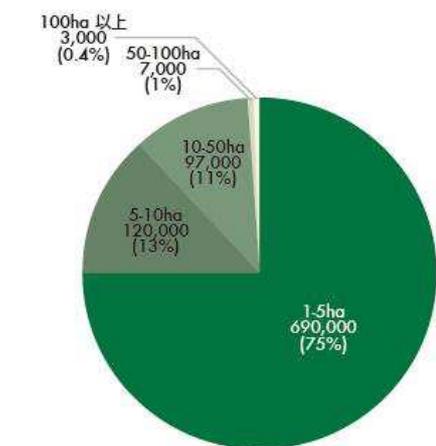


※参考文献：「平成 13 年度森林及び林業の動向に関する年次報告」農林水産省

このような私有林の約 75% は、1~5ha の小規模な森林であり、加えて私有林の分布からも分かるように、他のカテゴリーの民有林と混在していることにより、大きな単位で効率的に管理・生産することが不可能な状況がある。すなわち、日本の私有林における林業の将来には、小規模林家としていかに競争力のある木材を生産し、森林を管理していくかという課題が存在する。

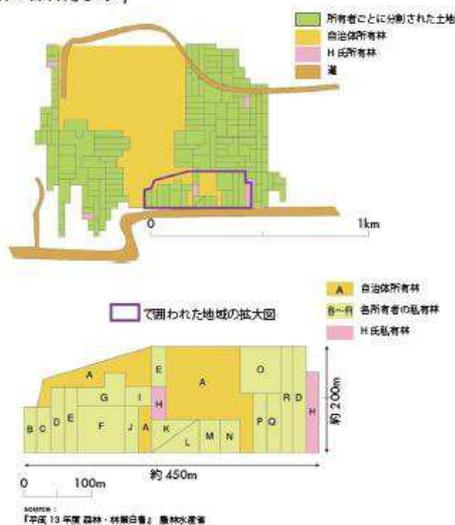
私有林の規模と分布図

[10] 年齢別の森林所有者数



※資料元：『平成21年度 森林・林業白書』 農林水産省

[11] 私有林の分布例
(N県の森林簿より)



以下は次節において言及する本事業の訪問地でもある飯能市に関する概要である。同地の小規模林家が発展した歴史は、我が国特有の小規模林業の未来のみならず、効率的な管理を目指す諸外国の林業にとっても参考となるであろう。

飯能市について



[12] 森林率



木材生産量
75,000m³/年(2010)

引用・参考文献
『平成22年度 森林・林業白書』 農林水産省
<http://www.city.hanyu.saitama.jp/0000001142.html> 製図市
http://www.city.hanyu.saitama.jp/cv/0000002/2402/mzp_1.pdf 製図市
<http://www.city.hanyu.saitama.jp/cv/0000002/2477/wbikaikoku.pdf> 製図市
『飯能市森林整備計画』 製図市

林業との関わりの歴史



林業の課題への取り組み

林業についての学習 森林との関わり強化 森林のPR
エコツーリズム レクリエーションの場の整備
ワークショップ など 特産林産物の開発 など

最後に、我が国と熱帯地域の林業を比較する場合に注意しなければならない樹種の性質について言及する。ここでは南洋材針葉樹のみを取り上げたが、我が国の主要造林種であるスギ、ヒノキと比較した場合、気乾比重が圧倒的に重い、所謂硬い木であり、その他の特性の違いによっても用途が違ってくるとは注意しておきたい。

国産材の性質

[13] 日本と熱帯の針葉樹の性質比較

	保存性		気乾比重 (g/cm ³)	収縮率 (%)		強度 (kgf/cm ²)			曲げ ヤング係数 (kg/cm ²)
	耐久	摩耗		径目方向	板目方向	曲げ強さ	圧縮強さ	せん断強さ	
スギ	中	低い	0.38	0.10	0.26	660	340	80	80
ヒノキ	高い	低い	0.41	0.12	0.23	750	400	75	90
アガチス	低い	中	0.52	0.16	0.30	735	370	80	115
メルクシマツ	低い	中	0.69	0.18	0.30	1160	490	95	130
カシヤマツ	低い	中	0.60	0.24	0.39	935	430	100	140

引用：
<http://www.fairwood.jp/woodguide/search/list.html>「木材選定検索 一覧表」 Fairwood Campaign

【コラム】

「木を育てる国」であり続けるために

林材ライター 赤堀楠雄

人と森が疎遠になっている

林業はよく子育てに例えられる。苗木を植え付け、夏の暑い盛りに下草を刈り、除伐や間伐、枝打ちを行い、何十年もかけて林業家は木を育てる。精魂込めて育て上げた木を伐採して販売するとき、「嫁に出す」という表現が使われることがある。それは、その木の成長を長く見守ってきた心情が自然に吐露されたものだと言えるだろう。

「里山」と呼ばれる天然林でも、人は木と身近な関係を結んで適切な利用を続けてきた。木々の成長を見守り、利用に適した大きさに育ったものだけを伐り、永続的なサイクルの中で木を利用し続けてきた。それは里山の木を絶やしてしまえば、自らの暮らしが成り立たなくなることを知っていたからにほかならない。

だが、今の日本で、人が木とそのような関係をつくっているケースがどれだけあるだろうか。日本の森の4割は人が植えた人工林である。しかし、植えた後の手入れは、必ずしも十分ではない。特に戦後の拡大造林で植えられたスギやヒノキの森では、間伐や枝打ちがろくに行われていないケースが少なからずある。残り6割の広葉樹を中心とする天然林でも、かつて盛んに利用されていた里山はほとんどが放置された状態である。

国土の約7割が森に覆われている日本は、世界でも有数の『森林国』だと言われる。だが、その実態は、ただ単に木が生えているだけで、ろくな手入れもされず、利用もされない、人との関係が貧弱な森が多く広がっているに過ぎない。

利用量が増えても問題は解決しない

資源量としては、日本の森はかつてないほど充実してきていると言われる。国の統計(2010)によると、森林の総蓄積量は47億 m^3 にもなり、毎年利用(伐採)しているほかに年間7,400万 m^3 も増えているという。現在の年間利用量は2,000万 m^3 に満たないから、供給余力はかなりあることになる。

もっとも、蓄積量は立木材積であり、利用量は丸太材積なので、立木からの利用歩留まり(6割程度とも言われる)を勘案しなければならないし、持続的な利用が可能かどうか疑わしい奥地林もカウントされていることなどから、このデータを額面通りに受け止めることはできない。だが、現状の利用量ならまだ余裕があるというのは確かだろう。

こうした資源的背景から、日本林業は木を育てる段階から利用する段階になったと言われ、現在の林業施策は利用拡大一色になっている。数値的な目標として、2020年までに自給率を50%に引き上げることがうたわれ、その実現に向けてさまざまな取り組みが展開されている。そこには木を使うことによって森を活性化しようという狙いがある。

だが、利用量が増えればそれで問題が解決するわけではない。例えば、人工林の手入れ不足状態を解消するために間伐が盛んに奨励され、それによって生産される「間伐材」を利用する必要性が強くアピールされている。実際、補助金の効果もあって、大量の間伐材がマーケットに出回っている。

しかし、間伐材の代金から伐採・搬出にかかった経費を差し引くと、利益はほとんど計上されず、林家の経営意欲は沈滞したままである。これでは将来、皆伐が行われた際に、再度、植林を行って人工林経営を継続しようとする林家がどれだけいるか、はなはだ疑わしい。

「安い木」ばかりが求められている

国産材の利用量が増えるのは、もちろん歓迎すべきことである。しかし、最近の利用状況を見ていると、丸太の品質がそれほど重視されない分野での利用が増えていることが気にかかる。丸太の品質が重視されないというのは、植栽から伐採までの育林過程において、木の質を高めるための作業が必要とされなくなることを意味する。

例えば、最近もっとも利用量が伸びている合板の場合(国内の合板工場における国産材の利用量は、2001年の18万 m^3 が2012年には260万 m^3 と10倍以上に激増)、製材と異なり、多少曲がった丸太でも問題なく利用できるため、価格的にも安価な「B材」が主に求められる。

各地で建設計画が目白押しの木質バイオマス発電の場合はさらにその傾向が強く、木質の量(マス)さえあれば事足りるため、燃料となる木材の形状や品質はまったく問われない。「C材」あるいはそれ以下の木で十分ということになり、当然、価格は安くなる。

木造住宅の構造用部材としてすっかり定着した集成材も、貼り合わせる板をつくる段階で欠点を除去するため、丸太の品質が製材ほどは重視されない。そのため、合板と同様にB材が利用されることになる。

このように最近では、B材やC材といった安価な丸太のニーズばかりが増えているのである。手入れ不足の人工林や放置された里山から生産される木の「はけ口」としてはいいかもしれない。しかし、こうした利用ばかりになれば、手入れ不足や放置が常態化する恐れがある。

林業段階での価値創出が重視されない

私は木の価値を創出するためのポイントは「選別」だと考えている。育林から伐採、加工のプロセスで発生する選別作業を示したのが下表である。選別作業には経費を伴うから、それによって付加された価値が経済的な利益をもたらさなければ選別作業自体が成り立たない。要するに、選別で付加された価値が必要とされるかどうかポイントになる。

ところが、今の国産材の利用状況を見ていると、林業段階での選別作業が重視されない、あるいは必

要とされない用途ばかりで利用が進む傾向がある。つまり、表の①～⑤は次第に行われなくなり、加工段階における⑥～⑨の作業で価値を付加する利用が主流になる可能性がある。

そうした利用を否定するわけではないが、そればかりになった時の林業がどうなるかを危惧している。林業段階での価値創出が重視されなくなれば、当然、生産物である丸太価格は安価に抑えられる。労働コストも抑えざるを得ないから、省力化がますます求められる。そして、「木を育てる」のではなく、「育った木」を利用する採取型の林業が台頭することになる。

表 木の価値を高めるための「選別作業」

		作業内容
林業段階	①	苗木の選抜
	②	保育間伐における選木
	③	利用間伐における選木
	④	採材(玉切り)
	⑤	丸太仕分け
加工段階	⑥	工場での丸太仕分け
	⑦	1次加工時の品質仕分け
	⑧	2次加工時の品質仕分け
	⑨	製品出荷段階での仕分け(格付け)

木を育てて林業を持続させる

だが、それが日本林業のあるべき姿だと言えるのだろうか。私はそうは思わない。例えるなら、人間形成のプロセスを社会人になって以降にだけ求めるのではなく、やはり子育て段階での躾や教育を重視すべきだということになるだろうか。人間の場合は、それが当たり前だと誰もが言うだろうが、林業にあっても、育林過程で価値創出のための選別作業をしっかりと行うのが本筋ではないか。

なぜなら、それは「木を育てる」ことに大きな意味があるからである。育てるための労働機会が増えれば、それだけ雇用が発生し、地域社会の活性化に役立つというのがひとつ。もうひとつは、それこそ「子育て」のように人が木と濃密に関わりながら木を育てることで育まれる森や木に対する愛着こそが、森を健全な状態に保つ原動力になるはずだからである。

これからは合板や集成材、バイオマス発電といった低質材の用途ばかりではなく、製材品、それも内装インテリアや家具などに使われる価値の高い木材に対するニーズを高めるための取り組みにも力を入れるべきである。「安い木」ばかりが売れる林業では、おそらく山が持たない。

「木を大切に育てる」国であり続けられるようにすることが、持続的な林業経営を可能にし、山間地域社会を活性化することにもつながると信じている。



手入れが行き届いたスギ人工林。「木を大切に育てる」ことが林業を持続させることにつながる

3.2. 日本国内の林業振興について

本事業では経験交流ワークショップに先立ち、海外からの参加者に日本の森林・林業に関する理解を深めるため、埼玉県飯能市にて森林・林業見学会を実施した。日本の林業の問題はすなわち、生産地である林業地と、消費地である街が流通的に、また価値意識的に離れてしまったことがその要因の一つとして挙げられる。

こういった問題を参加者とともに考えるにあたり、東京都心から鉄道で1時間半程度の距離にあり、「首都圏の林業地」と表現することができる埼玉県飯能市の西川林業地には、多くの気づきを促す場として期待した。見学会においては林業関係者と参加者のコミュニケーションが大いにはかられたが、それについて報告する前に、まずはその目的を明らかにするため、西川林業地および同県内の林業地である、ときがわ町についても説明する。

埼玉県ときがわ町～「木の学校」による林業振興～

ときがわ町は、埼玉県のほぼ中央部に位置し、その面積の7割を森林が占め、町名のゆらいでもある都幾川がその中心を流れる。面積は約56km²でその約7割が山林に覆われ、スギ、ヒノキを中心とした林業が古くからおこなわれ、その資源を基に、埼玉県内有数の生産量を誇る「ときがわ建具」の里として栄えてきた。



しかし、国内の多くの林業地と同様に林業従事者の高齢化や数の減少などがみられ、かつてほど盛んではない。これを受けて町では町有施設における地域産木材を推進するために、平成12年から「公共施設の内装木質化」に取り組み、平成23年5月「町有施設の木造化・木質化等に関する指針を策定した。これは平成22年10月に施行した「公共建築物等の木材利用の促進に関する法律」を受け、循環型社会の構築や地球温暖化防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進を目的としたもので、市町村方針の策定は埼玉県ではときがわ町が最初のものとなった。

平成25年度現在ではときがわ町内の5つの小中学校すべてが木造、もしくは内装の木質化による「木の学校」になっており、特に内装木質化による教育環境の整備は「ときがわ方式」として全国的にも高く評価され、『こうやって作る木の学校』（文部科学省、農林水産省）の中でも木材を利用する学校づくりの取り組み事例として紹介されている。

平成25年度現在ではときがわ町内の5つの小中学校すべてが木造、もしくは内装の木質化による「木の学校」になっており、特に内装木質化による教育環境の整備は「ときがわ方式」として全国的にも高く評価され、『こうやって作る木の学校』（文部科学省、農林水産省）の中でも木材を利用する学校づくりの取り組み事例として紹介されている。

明覚（みょうかく）小学校は1979年に竣工したRC造の後者だが、2008年に耐震補強工事と外壁塗り替え、2002年に内装の木質化を施した。「ときがわ方式」の特徴は夏休み期間等を利用して短い工期で、新築と比べても低予算で実現できるというメリットがある。床にはヒノキ材、壁にスギ材を中心に使用している。特に床材は水回りや出入口付近などは10年も経つと傷みが出てくるが、その部分を研磨して塗装しなおせば張り替えることなく使用することができる。地元の森林資源を活用し、メンテナンスには地元の事業者を活用することで産業振興に十分寄与する他にも、（特に冬場は）結露が比較的少なく、児童の転倒が防げる、音が響きすぎないので授業に集中できる、などの効果もあり、児童たちも地元の木による小学校を愛し、床掃除なども熱心に行う姿が見られるようである。



同じく2009年に内装木質化をした都幾川中学校でも、その前後で冷暖房効果による光熱費の削減効果や、生徒間の諍い事の減少などが顕著にあらわれている。地元の木による温かい環境が児童・生徒が

落ち着いて学習できる場を作り、職場環境として先生がたの負担も減少するという好循環を生んでいることがわかる。現在では日本全国から教育関係者が見学におとずれるとともに、各地から講演依頼が町長の元に寄せられている。地元の森林資源を再評価し、地域で有効活用する試みは、ローカルな単位で取り組むことができる森林保全、林業振興の一つとして重要なヒントを与えてくれている。

西川林業地とは

埼玉県の南西部、荒川の支流の入間川・高麗川・越辺川の流域を指して西川林業地と呼ばれている。この地域には西川という地名は存在しないが、江戸時代、この地から木材を筏により江戸へ流送しており、「江戸の西の方の川からくる材」という意味からこの地方の材は西川材と呼ばれ、その産地であるこの地が西川林業地と呼ばれるようになった。

西川林業の期限は明らかではないが、元享4年(1324年)に秩父神社(現在の埼玉県秩父市)の造営材として使われたことが資料として残っており、少なくともこのころには用材を供給していたことが読み取れる。その後、天和2年(1682年)の江戸の大火の際の復興用材を供給したり、寛文年間(1661~1704年)にこの地方への江戸幕府の造林政策が強化され、スギの造林が実施されたことが文献上で確認されている。

林業地としての本格的な発展は、質・量ともに明治中期以降で、特に日清・日露戦争を契機に木材需要が増加したのをきっかけに造林熱が高まり、さらに、関東大震災の際には当地方に木材の需要が殺到し、西川材の名声が一段と高まると共に造林も一層盛んになり、今日の西川林業地が形成された。

この地域の大部分は秩父古生層からなる褐色森林土で、平均気温は12~14℃、平均降水量1,700~2,000mm、降雪は年3~4回と比較的温暖であり、地質、気候ともにスギ・ヒノキの生育に適しており、色つやのよい木目の詰まった優良材が生産されている。

飯能市の森林概況

西川林業地の中心地・埼玉県飯能市は、西の秩父山脈に向かって東西に長く、市域19,318haのうち、約76%にあたる14,605haが森林に覆われている。中でも人工林率が高いのが特徴で、全国的な平均である約40%に対して81%(内スギ55%、ヒノキ24%)が人工林となっている。

同市では古くから森林とのかかわりの中で生活し、文化や産業を育んできたことに回帰して、自然と都市機能が調和するまちづくりを目標に、平成17年4月1日に「森林文化都市」を宣言したが、他の地方と同じく、林業の衰退は大きな課題となっている。それを表すように、同市における人工林の林齢構成も、国内の平均と同じく、若齢の森林が少なく、40年生を越えた森林が多くを占めており、ほとんどが本来の伐採の適齢期を過ぎた森林となっており、持続的な林業を行う上でも、また、森林の持つ多面的な機能を発揮するうえでも、大きな課題を抱えている。

林業の課題

伐採し利用することを前提に植林された人工林に手が入らない理由は種々あれど、それらは経済的な理由に集約される。つまり、伐採した材の価格よりもそこに至るまでの経費が上回ってしまい、山元(林地所有者)に利益が還元されていないからである。伐期齢を迎えた林分はあるが、伐採、利用することによる利益がなければ再植林のための費用は捻出されず、人工林の更新は行われず、ビジネスとしての林業も成立が難しくなっている。

今後、市場における製品価格が劇的に上昇することが期待されない状況下では、利益の確保のためには経費の削減が唯一の方法と言える。立木が製品となるまでには伐採・搬出・運搬・製材といった様々な経費があるが、これらを削減する方法として、まずは林道・作業道の整備が挙げられる。路網は造林、保育、素材生産等の施業を効率的に行うためのネットワークであり、林業の最も重要な生産基盤である。現在、飯能市の路網密度は23.7m/haである。平成21年現在の国内の路網密度の平均は約17m/haで

あり、それよりは若干上回っているものの、国が目標に掲げる 100m/ha や、林業先進国であるドイツの 118m/ha、オーストリアの 89m/ha の水準には達していない。同市ではこの路網の整備を推進し、密度を上げていくと同時に、既設路網間の効果的な接続に取り組んでいる。

一方で、林業機械の導入もコスト削減、および生産性向上に大いに寄与するものであり、国も機械化の促進を重要としているが、飯能市は急斜面が多いため機械使用が困難で、人力による伐採に拠らざるを得ない場所も多い。この状況を鑑み、同市では架線集材システムの導入に注視している。

見学会について

このような現状を踏まえ、見学会では飯能市で 8 代に渡り林業を営む井上淳治氏を講師に、森林、原木市場、製材所を見学した。同氏が飯能市井上に所有する森林では、参加者にこの地域での林業の特徴が説明された。前出の通り、急峻な地形の多い同地では元々のスギの個体差に加え、日照などの外部環境によりその生育に差が出やすい。また、スギは個体によって、早熟型と晩成型があり、成長が顕著な時期が幼い段階でくるのか、齢級が高くなった段階で来るのか、その見極めが重要であることが語られ、参加者に林業の奥深さを実感させた。

一方で、西川林業地は 2 万 ha ほどで、林業地の規模としては狭小と表現できる。こうした条件の中で林業を生業としていくには、「量」ではなく、「質」を前提としなければならない。これらのことは、生育段階において個体ごとの性質を見極め、どの木を残して大きく育て、どの木をいつ伐採すべきなのかといった判断によって、その収益性が大きく左右されることを意味している。

こうした施業をよく表しているのが「立て木」という施業方法である。立て木は主伐時に優良木をヘクタールあたり 10～15 本程度残し、100～200 年の長期に保存するもので、所有者の特別な出費に備える意味もある。見学した林分にも視界内に数本、幹がひときわ太く、樹高が他よりも高い木を見ることができた。井上氏の祖父や曾祖父の代より残る木として紹介され、林業においては継続性が重要であることが語られた。



その後、木の流れに沿って原木市場から製材所を訪問。前出の通り、製材コストの削減も西川林業地に限らず日本の林業全体の課題である。この地域には約 50 件の製材所があるが、訪問した製材所はいわゆる家族経営の規模であり、規模の大きな製材所は数えるほどである。集約による効率化は論としての説得力は十分だが、これらの製材所をどのようにしていくのか、現場を目にしたことでその過程の困難さが参加者で共有できた。

解決に向けた取り組み

見学会の最後は、井上氏が代表理事を務める NPO 法人 西川・森の市場の事務所を訪問した。同法人は森林所有者、素材業者、製材所、材木店、建築設計者、そして工務店と、木による家づくりに関わる様々なプレイヤーが集った団体で、「時代が求める良質な西川材を供給し、西川の森と直接結ばれた家づくりをサポートすることによって、地域の財産・西川の森を守る」ことを活動目的としている。一定量の木

材の使用が見込める住宅に国産材、地域材をいかに活用していくかは森林保全の面からも重要な課題である。その上で、山から伐り出された木が木材となって住宅に使われるまでの流れを担う事業者が一体となり、流通コストを極力削減すると共に、住宅に「山とつながるストーリー」という付加価値をも持たせるという試みである。

木材産地の見える化のため、IC タグを利用して木材のトレーサビリティを可能にし、さらに含水率やヤング係数を測定により品質管理した上で木材を出荷している。市場に対して品質を確保するという他のビジネスにおいては一般的とされている取組みを林業でも可能とする試みであり、品質という価値をも付加するに至っている。

一方で木、木材に関する知識を専門家たちのものにするのではなく、家づくりをする市民にその良さを知ってもらうことを第一歩に、現在は月に1回のペースで森林見学会や木工ワークショップなどのイベントを開催し、木の家づくりに関する情報発信を行っている。

林業や木材を扱う事業者による自発的な連携は当地に限らず見られるが、日本の林業再生のためには、輸入材のみならず他材料との競争力を強めようとするこういった動きが求められていくと考える。



3.3. 国産広葉樹資源の活用という課題

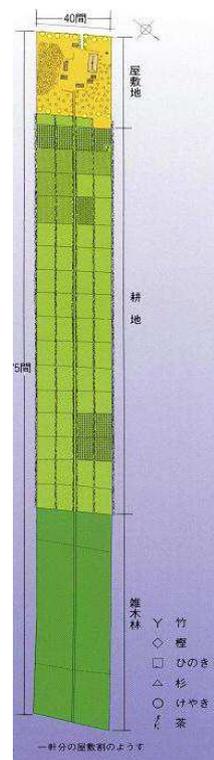
本事業において訪問した飯能市の西川林業地にみられるスギ・ヒノキ林の造林と利用促進の課題と平行し、国内の広葉樹資源の活用と里山の再生という観点から FoE Japan が注目してきた林地として、埼玉県三富地域および宮崎県諸塚村を挙げる。

埼玉県三富地域 ～平地林の利用再生

埼玉の武蔵野台地に広がる三富地域(三芳町、所沢市、川越市、ふじみ野市、狭山市にまたがる)は、循環型の暮らしを成り立たせるため、300年以上も前に計画的に農地や宅地とともに平地林が整備された。元禄7年(1694年)、5代将軍の徳川綱吉の側近だった柳沢吉保は、川越藩主に命じられると、すぐに草原だった当地の新田開拓を開始した。間口40間(約72m)奥行き375間(約675m)、1戸あたり5町歩(5ha)ずつ配分された細長い区割りには、落ち葉や薪炭を得る雑木林(コナラ、クヌギ、山桜、赤松)、食料を生産する畑、素材を得る屋敷林(杉・桧、樺、檜、竹)が規則正しく配置され、食料、エネルギー、素材という生活に必要な全てがそこから得られるように、計画的にレイアウトされていた。隣接する各区画の雑木林は、帯状の広大な平地林となって多様な生き物たちをも育ててきた。秋に下草刈りが行なわれる平地林のきれいになった林床には落ち葉が敷きつまり、冬に降り積もった落ち葉を熊手でかき集めて一箇所に運ぶと、集められた落ち葉は次第に発酵し、1年以上という長い時間をかけてふかふかの腐葉土として熟成された。こうして作られた腐葉土が畑用に使われ、300年以上の時をかけて作り上げられて来たのが三富地域の土壌である。

しかしながら現代では、燃料革命と化学肥料の浸透で、薪や炭を取る必要や落ち葉堆肥を作る必要も無くなったことから、三富地域の平地林は次第に失われている。東京に近いため、土地を相続しても税金が払えないことから、平地林は徐々に放棄されて荒廃し、手放されて宅地や道路、商工業地に開発されてきた。

このような現状に対し、残された平地林を守ろうと地元の人たちがボランティアで下草刈や落ち葉掃きする活動も行われており、近年では農協も平地林の森林施業計画



三富地域の平地林の構造

を策定して整備に乗り出している。使われなくなって久しいコナラやヤマザクラの木を地域の製材所や木工作家の手で、家具や木工品に生かす取組みも行われている。

FoE Japan と地球・人間環境フォーラムとが共同実施するフェアウッド・パートナーズ事業では、そのようなコナラのフォトフレームやヤマザクラのトレーなどの木工品を一般消費者へ販売するための WEB サイト「フェアウッドカフェ」を立ち上げ、同地域の平地林の利用促進による雑木林の生態系回復に寄与すべく活動を展開している。

宮崎県諸塚村 ～どんぐり材活用プロジェクト

諸塚村は宮崎県の北部、九州山地の中にある典型的な山里である。人口約 1,800 人、95%が山林で、見渡す限りの山が広がる。リゾート施設や工業団地もなく、林道密度は日本一を自負している林業山村である。林業といっても木材生産に限らず、しいたけ・お茶・畜産を合わせた 4 つの小さな基幹産業を自給的耕作とあわせて複合的に経営している。

諸塚村の広葉樹はクヌギやコナラなどいわゆる里山林で、そうした広葉樹が村の林地の 3 割を占めている。蓄積量は 20 万 m^3 以上。諸塚村はしいたけ栽培発祥の地とされており、これら広葉樹は、主にしいたけの原木として利用されてきた。村内で年間約 9,000 m^3 の広葉樹原木を生産し、そのうち第 3 セクターが経営する「原木銀行」が年間約 1,000 m^3 を伐採し、しいたけ原木として供給している。しかし、直径 21cm 以上は、しいたけ原木として扱いにくいことから、規格外とされ、流通価格が半額になってしまう。それは伐採されなくなることを意味し、林地の更新を妨げる要因となっている。



コナラの原木

このような現状を背景に、FoE Japan では 2010 年に「諸塚どんぐり材プロジェクト」を立ち上げた。プロジェクトでは、しいたけ生産を補う新たな広葉樹需要の開発を目指すとともに、各地の里山の利活用モデルの提示を目指し、大径化したクヌギやコナラを「どんぐり材」というブランド化した木材として活用していくことを提案した。またプロジェクトは、従来からの認識である「実用面の様々な困難」をネガティブに捉えず、発想の転換によりポジティブに「世界屈指の日本の職人技術を発揮する余地があり、家具や内装材のみならず、小物から薪まで含め、材料を 100%活用する良い機会」として捉えた。手間とコストがかかることについても「顔の見えない既存の流通マーケットに価格形成を委ねない」という方針で取り組むこととした。



開発された集成材

これまでに、原木の生産から製材、乾燥、加工、試作という工程を 3 回実施した。第 1 回目は当座で確保できた 1.5 m^3 の原木から、テーブル 1 台、イス 4 脚、そして靴べら、テープホルダー、温湿度計などの小物を試作し、材料の特質を評価した。それを踏まえ第 2 回目は 2010 年秋に伐採、年末に一次製材、年明けに人工乾燥～集成材加工を行った。集成材フリー板パネルを中心に試作し、産直住宅内装材として活用するとともに、その集成材で家具も試作した。第 3 回目は、伐採、葉枯らし乾燥後、集成材に加工した後に原板製材した。原板で約 28 m^3 。その後、前回よりも時間を掛けて自然乾燥を行った後、人工乾燥機にかけた。このような製品開発と同時に需要先、出口の開拓のため、九州各地の設計事務所・工務店・作家などを訪問してどんぐり材を紹介するキャラバンも実施している。

森の生態系の多様性を尊重し、農林複合的で多様な森の利用と地域内でのモノ・カネの循環を目標に、新たな小規模産業の育成を目指し、現在は地域の人々が主体となってプロジェクトは継続されている。

第4章 東南アジアの熱帯林の未来への展望

2.6.3 にて前述したが、経験交流ワークショップ、およびその後実現したマレーシア判例ワークショップに見るように、今回の経験交流ワークショップの参加者全員が、より現時的で実用的な議論、成果、そして行動を志向するメンバーであった。したがって、そのメンバーで中長期的な視野に立った大きな意味での熱帯林の展望やビジョンについて論じ、形式的にまとまった提言に収めることよりも、多様で行動的な NGO の面々が一同に介した機会を最大限に活かす意味で、より具体的な協働計画や案の議論に専念した。しかしながらこれを裏返せば、行動的な熱帯諸国の NGO からの「東南アジアの熱帯林の未来は長期的なビジョンを語れるほどの猶予はないほど深刻である」というメッセージであるとも捉えることができる。

この経緯を受けて、ここでは経験交流ワークショップの議論の中で出された意見やキーワードなどを参考にして、東南アジアの熱帯林について参加した日本、およびアジア諸国の NGO がどんな展望を描いているのか、FoE Japan の視点から述べたい。

4.1. 国際的な取組みである REDD プラスは東南アジアの熱帯林を守れるか

まず大きな視点、つまり第1章で触れた国際社会が国連での合意の下に進められている REDD プラスについて考えてみたい。現在、REDD プラスが大きく注目されているポイントを以下に挙げてみる。

- (i) “持続可能な森林経営”の普及促進の大きな阻害要因の一つされる膨大なコストを補う資金獲得の可能性

REDD プラスとは基本的に途上国が温室効果ガス排出削減量に見合ったクレジットを獲得できる制度であることはすでに述べたが、この制度導入にあたり、各国から様々な国際機関に資金が拠出されている。例えば国連の下の UN-REDD プログラムには 1.7 億米ドル¹、世界銀行が主導する FCPF (森林炭素パートナーシップ基金)には 6.4 億米ドル(準備フェーズ(Readiness)基金 2.5 米ドル、炭素基金 3.9 億米ドル)²である。また、気候変動枠組条約全体で議論されている気候資金に関しては、コペンハーゲン開催の COP15、およびカンクン開催の COP16 を経て、短期資金として 300 億米ドル、長期資金として 1,000 億米ドルを先進国が拠出するという目標が合意されている³。他方、第1章でも触れたが ITTO が 1986 年の設立以来、拠出した総額は 3.4 億米ドルである。

あくまで額面のみ話であり、実際に現場で実用的に活用、消費された経費、およびその効果等については定かではないが、動いている額の差を読み取るには十分であり、その巨額な資金が大きな魅力になっていることは推して知るべしである。

- (ii) セーフガードにおける遵守事項として先住民族や地域住民の参加や権利等への配慮が明確に記載されたこと

森林総合研究所資料ではセーフガードについて以下のように説明している。「セーフガードとは、REDD プラス活動の温暖化緩和策としての効果を損なうリスク(別の形態・場所での温室効果ガスの排出を増加させる、あるいは、排出減少・吸収増加の効果が一時的なものに終わるなど)を回避するとともに、森林ガバナンス・環境・社会等への悪影響の予防と望ましい影響を増大するための政策・施策である。REDD プラス制度の特徴の一つとして、このセーフガードへの対応があげられる」⁴。このセーフガードは REDD プラスの大枠が合意された 2011 年カンクン開催の COP16 の合意文書の付属書に記載されたもので、その内容は表 5 のとおりである。

表 5 カンクン合意に示されたセーフガードリスト⁵

セーフガード	分類
(a) 国家森林プログラムや関連する国際条約及び国際合意を補完し、かつ一貫性を保った活動を促進・支援すること	森林 ガバナンス
(b) ホスト国の法令及び主権を踏まえ、透明かつ効果的な国家森林ガバナンスを促進・支援すること	
(c) 先住民や地域住民の知見や権利、関連する国際的な義務、各国の状況や法制度を考慮し、さらに UNDRIP(先住民の諸権利に関する国連宣言)の尊重を促進・支援すること	社会
(d) 利害関係者(特に先住民や地域住民)の効率的な参加を支援すること	
(e) 天然林の保全及び生物多様性保全と一貫性を保ち、天然林を転換せず、天然林及び生態系サービスの保護・保全に関するインセンティブを付与し、さらに社会・環境的便益の増強となるような行動を促進・支援すること	環境・社会
(f) 反転(結果的に一時的に排出削減・吸収しただけ)が起こらない活動を促進・支援すること	気候
(g) 排出の移転(Displacement)を抑制する活動を促進・支援すること	

表の7項目の内容は、森林ガバナンス、社会、環境、気候の分野にわたるもので、特に社会的側面として、先住民特に社会的な側面である先住民や地域住民の参加や権利等への配慮が明確に記載されたことは注目すべき点である。これまで森林保全の概念において、除外、または軽視される傾向が強かった先住民や地域住民の権利や森林保全への彼らの参加などが、これによって強化されることが期待される。

(iii) 森林分野ではじめて法的拘束力のある国際合意として機能する可能性

2013年11月にワルシャワで開催された COP19 では、途上国が REDD プラスを実施する際の技術的課題への対応や、その資金や支援体制に関してパッケージでの合意が得られ、今後の REDD プラス推進に対する迅速な対応を喚起するものだと評価されている⁶。さらにこうした成果から「REDD+は歴史上初めて、全世界で森林保全に取り組む法的拘束力のある枠組みとなる可能性がある」との期待も高まっている⁷。というのは、森林保全の分野では 1992 年地球サミットにおいて法的拘束力のない森林原則声明が合意されて以来、国際条約に準ずる国際合意は得られていないためである。したがって国連の気候変動枠組条約の枠の中で議論の進む REDD プラスにはそうした期待も存在している。

以上、3つのポイントから REDD プラスという国際条約の下で進む取組みは世界的に普及しつつある。しかしながら、まだ端緒に付いたばかりゆえ、顕著な成果があるわけでもなく、現実的に一体どれほどの期待が持てるのか、どれだけの森林保全効果を期待できるのか、ワークショップでのキーワードも交え、もう少し考えてみたい。

上記の(iii)のとおり、国際条約には法的拘束力が伴うため、これまでの取組みと比較すれば一定レベルの改善は見込めるだろう。しかしながら気候変動・温暖化対策の議論の進捗を見る限りでは、その議論の場で各国が主張するのは、自国の国益優先のものであり、そのような姿勢は、例えば米国の条約批准からの離脱や、日本の原発事故を受けての温室効果ガス削減目標の緩和という行動に表れている。こうした状況はワークショップで森林減少・劣化のドライバーの一つとして特定された“意思に欠けた政策”を表すものであり、事実、REDD プラスについてもそれを懸念する事例がある。

前出の COP16 での合意文書には以下のように記述されている。「REDD プラス活動の実施は Appendix I に合致するように行われるべきであること、そして Appendix I のパラグラフ 2 に示されたセーフガードが促進し(promoted) 支援されるべき(supported) ことを支持する」⁸。この記述が議論の俎上にあがっていた当初、その表現は、確保や保証など強い意味の ensured であったものの、最終的に上記のように曖昧で弱い表現に修正されたのである。したがって厳密には、REDD プラスを実施した結果、たとえセーフガー

ドの項目が確保・保証されなかったとしても、何の罰則も生じないのである。

さらに大きな懸念として REDD プラスの対象地外で続く森林減少・劣化の事例を挙げる。たとえ REDD プラスがこれまでに比べ、より大きな資金調達の可能性を有しているとはいえ、そのリソースは限られており、既存の熱帯林のすべてを REDD プラス事業でカバーすることは不可能である。他方、その事業地以外の熱帯林で起こり得るプランテーションなどの農地転換については、依然として規制対象から外れてしまう。その最たる事例を図 11 に示す。

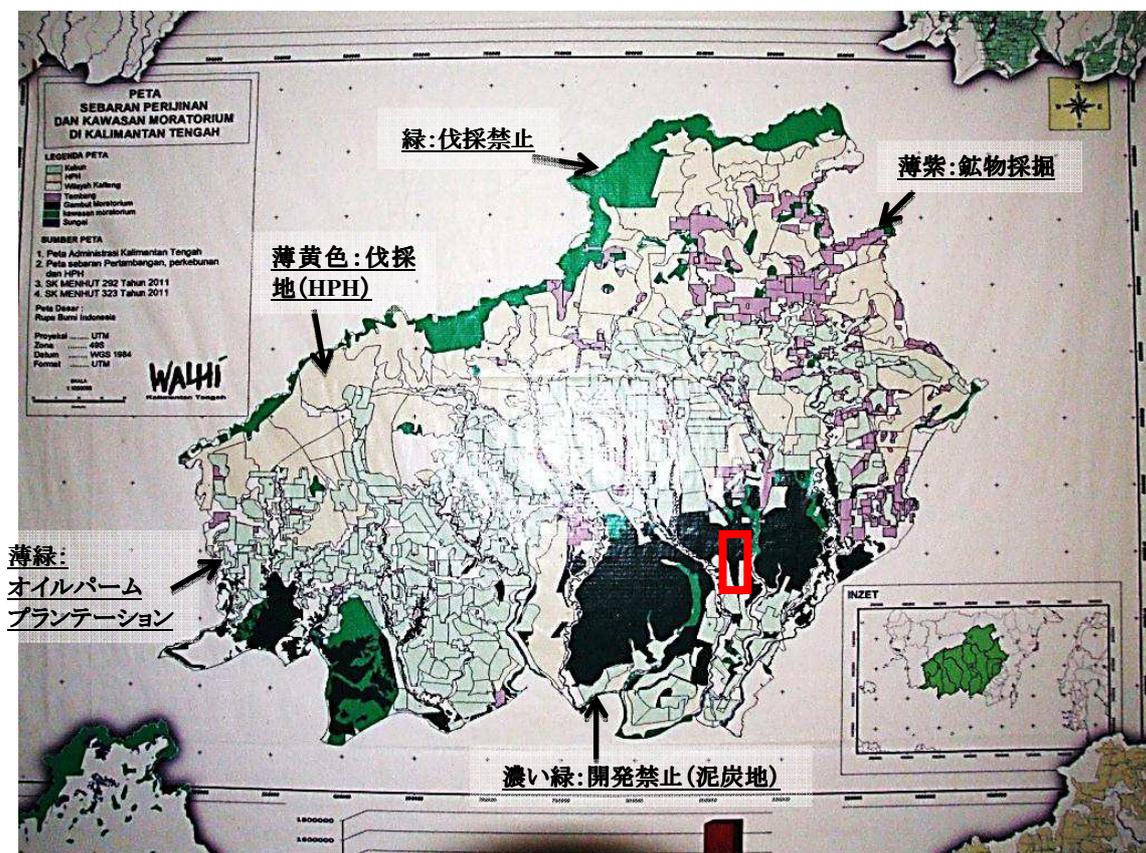


図 11 インドネシア、中カリマンタン州における各種開発事業地の分布図

図はインドネシア、中カリマンタン州における各種開発事業地の分布を示したもので、図において、濃い緑は泥炭地開発禁止地域、緑は森林伐採禁止地域、薄緑はプランテーション事業地、薄黄色は森林伐採事業許可地域(HPH)、薄紫は鉱物開発事業地域である。図中、赤い線で囲った地域は、オーストラリアとインドネシアの両政府間で 2008 年に合意された森林炭素パートナーシップ(IAFCP)の下、REDD プラスのデモンストレーション事業として、オーストラリア政府の拠出した 3,000 万豪ドル(約 27 億円)により 2009 年 1 月から 2012 年 6 月 30 日の期間、中カリマンタン州で実施されたカリマンタン森林炭素パートナーシップ(KFCP)事業の対象地(120,000ha)の泥炭湿地林を示すものである⁹。この図からわかるように REDD プラスの一環として実施された KFCP 事業が対象とした地域は、伐採事業やプランテーション事業など各種開発事業によって埋め尽くされている中カリマンタンのほんの一部に過ぎず、その事業の森林保全と温室効果ガス排出削減に対する効果については容易に想像できる¹⁰。

したがって、仮に REDD プラスがセーフガード事項を十分に満たした形で実施されたとしても、それ以外の森林を対象とした開発事業に対する適切な規制措置が講じられない限り、全体的な森林の減少・劣化は止まらず、REDD プラスによる取組み効果は極めて限定的だと考えられる。

4.2. 民間ベースの自主的な取組みは熱帯林保全に寄与できるのか

では REDD プラスの及ばない熱帯林の開発に歯止めをかけるためには、どうしたらよいのか。これには民間ベースの自主的な取組みに期待せざるを得ないのが現状である。第 1 章で触れた、熱帯林由来の資源の消費国による市場を介した取組みの今後について考えてみる。

まず木材のサプライチェーン管理 (SCM) に関しては、EU、米国、豪州などで政府調達のみならず、民間企業をも対象とした規制導入が進んでおり、その規制内容には先住民族や地域住民のような第三者の権利への配慮も含まれている。したがって今後の運用次第では、違法伐採材は勿論のこと、環境負荷の大きな皆伐等の施業により生産された木材や、先住民族等の土地の権利を侵害しているような施業状況で生産された木材等を、世界の木材市場が敬遠するような動き見られるようになり、一定の森林減少・劣化の抑制効果が期待される。

また、鉱物等の資源開発事業に対しても、2010 年に米国で証券取引所法改正法(ドッド・フランク法)が成立し、コンゴ及び周辺国からの鉱物を扱う企業には、SCM に関するデュー・ディリジェンスを実施し、結果を公開することが義務付けられている。さらに 2011 年の社会的責任(SR)の国際規格 ISO26000 が SCM を最重要要素の一つとしたり、国連グローバルコンパクトが SCM の手引きを 2010 年に発行する、といった動きも見らる。それらのガイドラインでは人権問題に焦点が当てられ、木材の SCM と同調しており、間接的ながら森林減少・劣化に寄与するものと考えられる¹¹。さらにはアブラヤシ等、農園開発においては、RSPO などの認証制度の普及による保護価値の高い森林に対する一定の保全効果が期待される。

しかしながら、こうした動きはあくまで市場動向に依存するものであって、企業の自主的な行動を望ましい形で長期的に持続させるためには、最終消費者である市民が本格的に環境配慮商品を志向し、その市場がより成長していくことが不可欠である。その実現には、ワークショップのキーワードである“意思のある”政策や法規制等による政策誘導が重要だと考えられる。これは、あくまで「環境配慮商品の市場拡大」という夢のような条件が満たされたときに効果を発揮する考え方であって、短中期的な視点においては森林減少・劣化抑制効果は期待できない。

4.3. 国内の森林・林業から見える熱帯林保全のヒント

ここで視点を変えて、日本国内の森林・林業に目を向けてみる。一般的には第 3 章で述べたように、様々な問題を抱えている日本の森林・林業であり、その問題とはその森林が利用されないことによる森林環境の劣化である。しかしながらそれを裏返せば、適度な利用や管理が施されさえすれば、望ましい森林状態であるとも表現できる。なぜならすでに国土の 2/3 が森林で覆われているためである。そこで、熱帯諸国に適用することにより熱帯林保全効果が期待できる日本の森林・林業における状態や制度について考えてみたい。

まず第一に森林の所有形態である。日本の森林の 69%を占める民有林のうち、60%は個人所有の私有林であり、そのうちの 75%は面積が 1~5ha の小規模林家である。こうした森林所有権の細分化状態は、団地化などまとまった規模での森林・林業経営の阻害要因になるものの、言い換えれば熱帯林で問題になっているような大規模開発事業の抑止力になっている、とも考えられる。したがって、ほとんどの熱帯林が国有林である状態から、その所有権なり長期利用が保証された利用権を個人、または団体に移譲することで森林の保全・管理に対する強いインセンティブを創出するような政策・施策の導入が考えられる。

次に育林技術である。第 3 章のコラムでも触れているが、昨今の木材利用の傾向は、集成材や MDF 等の繊維板の普及により、材木の質は不問で低価格のみが判断基準になってしまい、長伐期施業や樹木の齢級管理などによる優良木育成の市場価値が失われつつある。一方、途上国においては急速な経済成長を背景に木材需要も増加し、さらに生活水準も向上したことで高品質の材木の需要が生まれることが予測される。そこで熱帯諸国においても市場ニーズの高い天然木、市場価値の高い造林樹種、成長

が早く市場ニーズも高い早生樹種などの混交林に仕立てあげ、長期的な計画をもって森林の保全・管理の実施を促すような政策・施策の導入が考えられる。

最後に里山利用形態に伴う技術や知見である。2010年名古屋開催の生物多様性条約会議(CBD-COP10)の際に提唱された里山イニシアティブにより、里山の生物多様性が再び注目されているが、そもそも里山とは、山村に住む人々が、その地域の生活に根ざした、ときに慣習等も反映された周辺環境と調和した巧みな森林・土地・自然資源の利用形態によって人為的に出来上がった山村の状態の総称といえる。そうした山村の自然資源利用は熱帯諸国の山村にも形態等は異なれど存在するため、日本と熱帯諸国、双方の山村に蓄積する技術や知見を共有することにより、より巧みで効果的な森林・土地利用を通して、生計向上が計られ、長期的な森林の保全・管理へのインセンティブの創出が可能となると考えられる。

4.4. 住民主導の森林管理・利用へ

最後に、今後、熱帯林減少・劣化を抑制していくために有効と考えられるコンセプトについて触れたい。途上国のメンバーが多く参加する草の根環境 NGO の国際ネットワークである FoE インターナショナルでは、住民参加型森林管理(Community Based Forest Management, CBFM)に代わり、住民主導型森林管理(Community Based Forest Governance, CBFG)を提唱している。これは現在も議論を重ねている段階で、詳細まで詰められたものではないが、従来の政府主導の形式的な住民参加ではなくて、住民主導で住民の意思が反映された森林管理を想定している。

この背景には、これまで実施されてきた「住民参加型森林管理」には、以下のような課題があったからだ。(i)住民の労働力のみを期待し、意思決定への参加はなし、または不十分、(ii)政府が構築した住民参加を促すシステムや制度に、住民の意思や考えが十分に反映されていない、(iii)植林等のプロジェクトにおいて収穫による収入分配や、森林・土地に対する利用権等が十分に認められないため、住民のメリットが不十分。こうした課題の解決を見ずに取組みが終了した場合、その後の自主的なアフターケアが施されず取組み前の状態に戻ってしまうことや、事業の対象であった森林を農地等に転換してしまうといった最悪のことも、しばしば各地で起こっている。

こうした課題は、期間限定された各種プロジェクトへの住民参加のみならず、通常の企業による商業伐採や農園開発事業などにも共通しているものであり、基本的な住民尊重の姿勢の欠如に由来するものと考えられる。このような課題を未然に防ぐべく、近年は各種プロジェクトや各種事業が着手される際、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)を周辺住民から得ることが強く推奨されているものの、プロジェクト実施者や事業者による実施状況は依然不十分であるといわざるを得ない。プロジェクト実施者や事業者にとって、地域住民等への配慮は必要以上な手間やコストと見えてしまうのであろう。

しかしながら、この FPIC の考えに準じた丁寧で時間をかけた住民へのコンサルテーションやコミュニケーションを図ることで、そこには信頼関係が生まれ、双方納得の上で物事が進んでいく方向に導くことが可能となる。つまりこのような住民との対話にかかるコストは、各種事業で十分な成果を得るために不可欠なものである考えるべきであり、仮に住民との対話に時間とコストが費やされ、当初の事業計画の達成度が低くなってしまったとしても、それは計画が不十分であったと解釈すべきである。たとえ見かけ上の達成度が低かったとしても、そこに十分な信頼関係が構築されていれば、事業本来の目的である森林保全や森林減少・劣化抑制といった考えが理解でき、プロジェクトの有無に関わらず、住民自身の意思により、森林利用や管理の面において配慮することが期待できる。こうした地域住民の十分な巻き込みによる能力向上による教育効果こそが、本来の森林の“持続可能性”を考える際に不可欠な要素であると考えられる。

4.1.(i)にて触れたとおり、持続可能な森林経営にはコストがかかる、と一般的には言われているが、本当にそうだろうか？本来森林管理や保全を担う責任を一端を有している地域住民や先住民族など、その森林の周辺にて生計を営んでいる人々を彼らの同意を得て、彼らの意思に基づき長期的に巻き込むこと

ができれば、莫大な資金拠出を要する複雑怪奇なシステムやルールによって運用される期間限定のプロジェクトや事業などは不要、またはほんの短期間のみで十分だと考える。したがって、本来の森林の“持続性”を実現するためにも、住民主導型森林管理(CBFG)を広く普及させるべく、日本と熱帯諸国のNGOの協働体制を強化し、活動を展開していきたい。

¹ UN-REDD サイト, http://www.un-redd.org/Donors_and_Partners/tabid/102612/Default.aspx

² FCPF 資料(以下からダウンロード可),

http://www.forestcarbonpartnership.org/sites/fcp/files/FCPF%20Update%20EN%20Feb%202013%20FINAL_0.pdf

³ FoE Japan. 気候ファイナンス. p7, 2011 年.

⁴ 独立行政法人森林総合研究所 REDD 研究開発センター(2012). *REDD-plus Cookbook*. p38.

⁵ 前掲, p39.

⁶ コンザベーション・インターナショナルジャパン(2013). *COP19 でのREDD+交渉*. スライド 11, 14, COP19・COP/MOP9 報告会配布資料(2013 年 12 月 18 日開催(東京・日比谷), WWF ジャパン、気候ネットワーク、FoE Japan 等気候 NGO 共催).

⁷ 前掲, スライド 15.

⁸ UNFCCC (2011). *Decision 1/CP.16 (FCCC/CP/2010/7/Add.1)*.

⁹ IAFCP と KFCP の略はそれぞれ Indonesia-Australia Forest Carbon Partnership, KFCP: Kalimantan Forest Carbon Partnership. KFCP 事業は対象地周辺の村々においても事業への賛否が大きく分かれ、主に反対派の意を汲んだインドネシア国内外の NGO からの数々の批判が上がっている。例えば FoE International (2011). *in the red: Australia's carbon offset project in central Kalimantan*. 以下サイト,

http://www.redd-monitor.org/2013/08/21/friends-of-the-earth-calls-for-an-open-review-of-the-kalimantan-forest-carbon-partnership/?utm_source=feedburner&utm_medium=email&utm_campaign=Feed%3A+Redd-monitor+%28REDD-Monitor%29

¹⁰ IGES REDD+ Data Base サイト(<http://redd-database.iges.or.jp/redd/detail?id=35>)より、中カリマンタン州における REDD プラス事業は KFCP を含み 3 つで、その事業地面積の合計は 548,970ha。これは中カリマンタン州面積 15,356,450ha の 3% にあたる。

¹¹ 榎井まり(2013). *世界の違法伐採対策とサプライチェーン管理の潮流:社会的要素の重要性*. 海外の森林と林業 No. 86, p19, 2013 年, 国際緑化推進センター.

森林の未来への展望

～東南アジアの熱帯林の未来に向けた提言～

公益財団法人 トヨタ財団

2012 年度アジア隣人プログラム特別企画「未来への展望」助成事業
最終報告書

平成 26 年(2014 年)1 月

認定 NPO 法人 国際環境 NGO FoE Japan (エフオーイー ジャパン / Friends of the Earth Japan)

〒171-0014 東京都豊島区池袋 3-30-22-203

Tel: 03-6907-7217 / Fax: 03-6907-7219

info@foejapan.org

<http://www.foejapan.org/>